
Ⅱ 計画推進の取り組みと実績

《 記 載 内 容 の 説 明 》

- ・[制度・事業名称][内容][方針]等は、緑の基本計画(平成23年9月改訂)に示している方針を基本とし、施策の進展等に応じて更新しています。
 - ・[取り組みと実績]は、平成30年度末現在の各事業の進捗状況等の概要です。
 - ・一部の項目では、「内容」の補足として「制度や事業の概要」を説明していますが、詳しくは「鎌倉市ホームページ」の各項目をご覧ください。みどり課におたずね下さい。(みどり課以外の課が所管しているものもあります。)
 - ・[7年度]として示した数値は、平成8年の緑の基本計画策定時点での基礎数値(平成7年度の実数)です。
 - ・[12年度]として示した数値は、平成13年の緑の基本計画一部改訂時点での基礎数値(平成12年度の実数)です。
 - ・[～12年度]として示した数値は、平成7年度から平成12年度までの累計数値です。
 - ・[17年度]として示した数値は、平成18年の緑の基本計画改訂時点での基礎数値(平成17年度実数)です。
 - ・[～17年度]として示した数値は、平成7年度から平成17年度までの累計数値です。
 - ・[～22年度]として示した数値は、平成18年度から平成22年度までの累計数値です。
 - ・[～27年度]として示した数値は、平成23年度から平成27年度までの累計数値です。
 - ・[～29年度]として示した数値は、平成28年度及び平成29年度の累計数値です。
 - ・[～R元年度]として示した数値は、平成30年度及び令和元年度の累計数値です。
 - ・表中の「－」は該当する実績が無いことを示しています。
 - ・道路、建物緑化に関する記述内の日付はしゅん工日です。
 - ・地域制緑地、施設緑地の指定等の面積数値は概数であり、特に明記されていないものは四捨五入した数値です。
 - ・緑の基本計画の施策推進のための制度・事業に含まれていても、掲載すべき取り組みと実績のない制度・事業については掲載していません。
 - ・財団法人鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人鎌倉風致保存会となりました。(本書では「鎌倉風致保存会」として記載しています。)
 - ・財団法人鎌倉市公園協会は、平成24年4月1日付で公益財団法人鎌倉市公園協会となりました。(本書では「鎌倉市公園協会」として記載しています。)
-

II 計画推進の取り組みと実績

II 計画推進の取り組みと実績 2. 制度・事業別の取り組みと実績

1. 施策推進のための制度・事業

○計画推進のための施策に対応させて、制度・事業を展開しています。

■施策推進のための制度・事業

施策推進のための制度・事業		掲載頁
緑地保全に係る 法制度	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	22
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	24
	風致地区	26
	特別緑地保全地区	27
	緑地保全地域	—
	保安林 ※1	29
	市町村森林整備計画※1	31
	史跡・名勝・天然記念物	32
	農用地区域	33
	生産緑地地区・特定生産緑地※1 ※2	33
	保全すべき緑地の確保に関する事項 急傾斜地崩壊危険区域	34
歴史的風致の維持向上に関する制度	歴史的風致維持向上計画	35
法制度に基づく 契約・協定等	市民農園※1	37
	市民緑地契約※1 ※2	37
	緑地協定※1 ※2	—
	管理協定	—
市独自の緑地保全等 に係る制度等	保存樹木・樹林制度※1・緑地保全契約※1・樹林管理事業	38
	緑地保全推進地区	40
	緑地寄附受け入れ基準※1	41
	自主的なまちづくりの提案等による緑地保全※1 ※2	—
緑地保全財源の 確保等	緑地保全基金	44
	市民公募債	46
緑地の質の充実	確保緑地の適正整備	47
	森林環境譲与税を活用した森林整備	47
	流域の自然環境調査等の推進	48
	自然保護奨励金の交付	48
	緑地の管理指針の作成（検討）	49
	緑地保全・管理の広域的対応	51
	開発事業と連携した緑地防災	—
都市公園等としての 保全・整備等	街区公園※1 ※2	52
	近隣公園・地区公園※1 ※2	52
	総合公園	53
	風致公園・歴史公園	53
	都市林	55
	都市緑地※1 ※2	55
	立体都市公園	—
	景観重要建造物等と一体となった都市公園	57
	借地公園	59
	都市公園の管理	公園施設の長寿命化に係る計画等の作成 公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理
その他のオープンス ペースの確保	まちづくり空地の整備	60
	遊歩道等の整備	61
	総合設計制度による公開空地等整備	—

緑の創出に係る法制度	緑化地域	62
	風致地区・開発事業区域内等の緑化 ^{※1}	63
	市民緑地設置管理計画認定制度 ^{※2}	63
公共施設の緑化	道路の緑化 ^{※1 ※2}	65
	河川環境の整備	66
	公共建物等の緑化 ^{※1 ※2}	67
	鎌倉山桜並木保存計画 ^{※1 ※2}	67
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	68
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	69
	地域提案型の公共施設の緑化 ^{※1 ※2}	70
	オープン・ガーデンの支援（検討）	70
緑化推進団体の育成と連携	トラスト運動との連携 ^{※3}	71
	緑のレンジャー ^{※1}	75
	公園愛護会・街路樹愛護会 ^{※1 ※2 ※3}	77
	市民緑地愛護会 ^{※1 ※2 ※3}	77
	緑地保全・緑化推進法人 ^{※3}	78
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の学校等講習会	80
	緑化窓口の充実	83
	学校での環境教育との連携	84
	緑の情報提供の充実	85
	緑のポスターコンクール等	86
緑に対する意識の高揚	緑化パンフレット等の配布	87
	緑化まつりの開催	88
	緑の顕彰制度	89

- ※1 保全配慮地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(保全配慮地区の設定による事業の展開は42ページに掲載)
・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※2 緑化重点地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(緑化重点地区の設定による事業の展開は、64ページに掲載)
・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※3 緑化推進団体の育成による事業の展開に関する制度・事業(緑化推進団体の育成による事業の展開は、78ページに掲載)
・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図るとともに、公園愛護会・街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図るものです。

2. 制度・事業別の取り組みと実績

(1) 緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の必要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。 新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。 地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来すとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、県が土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化による保存・保全を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土保存区域は平成12年3月の指定拡大(33ha・国指定)で緑の基本計画の指定目標を達成しました。 歴史的風土特別保存地区が、平成15年9月に指定拡大(3ha・県指定)されました。 平成19年3月2日、古都保存法施行40周年を記念した「美しい日本の歴史的風土100選」に鎌倉市が選ばれました。 平成20年11月、横須賀三浦地域首長懇談会場で、市長から県知事に特別保存地区指定を目指していることに配慮を要請しました。 平成23年3月、鎌倉風致保存会ニュース(No.13 2011.3)に、元建設省公園緑地課長 川名俊次氏により、「古都保存法の制定」―鎌倉市民運動の成果―が寄稿されました。 平成24年度、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、世界遺産登録の推進に関連して「指定の緊急性の高い地区を早急に指定する」という主旨に沿って県と調整を進めました。 平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹木の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ○県による「古都保存法緑地管理指針」等に基づく管理等の概要 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。 平成26年度から令和2年度にかけて、倒木の危険性のある樹木を約2,700本伐採しました。 平成28年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。 平成25年度以降、世界遺産登録推薦取り下げを受けて、世界遺産のコンセプトを外した上で、古都保存法の理念に沿った歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、県と継続的な意見交換を継続しています。 平成26～27年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ○試行実験の概要 <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉風致保存会の事業である「みどりのボランティア」にあわせて、参加者の募集を呼びかけました。 新たな地域や世代からの参加者の増加、作業指導者の指導の機会増加に繋げるための課題等について検証するため、国による同ボランティア参加者、過去の参加者へのアンケートを実施しました。 平成27年度、鎌倉風致保存会理事長が社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の中の「古都保存のあり方検討小委員会」の専門委員に委嘱されました。

取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 12 月 2 日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 平成 28 年 12 月、国土交通省が古都保存法パンフレット「古都を守り、継承する～古都保存法の概要～」を発行しました。 平成 29 年 3 月、十二所で緑地(計 31 筆、面積 1.23ha)の寄附を受けました。 平成 28 年度、古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会[*]」を設置し、各種事業を実施しました。
	<p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 12 月、実行委員会が記念誌「鎌倉の歴史的風土の五十年そして未来へ」を発行しました。 平成 29 年 3 月、県の協力を得ながら、古都保存法の制定前後から現在に至るまでの鎌倉市に関する行政文書、関係機関誌、新聞記事等をまとめた「資料集」をまとめました。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 6 月、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定し、令和元年度末現在、10 団体が県の承認を受けてボランティア活動を行っています。 平成 29 年 11 月、古都保存連絡協議会主管課長会議にて、情報交換及び鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会[*]で行った事業の情報提供をしました。 平成 31 年 2 月、逗子市と、歴史的風土特別保存地区指定拡大に係る意見交換を行いました。 平成 31 年 3 月、県、横須賀市、茅ヶ崎市、座間市と、古都保存・緑地保全等事業担当者会議を行い、地域制緑地における事務執行について意見交換を行いました。 令和元年 11 月 1 日、古都保存連絡協議会にて、「買入れ地の利活用」、「所管地の管理等」について情報交換を行いました。 令和 2 年 3 月 26 日、県と歴史的風土特別保存地区指定拡大に係る意見交換を行いました。 令和 2 年度末で、県が歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れた合計面積は、205.9ha(35.9%)です。(令和 2 年度 3,929.72 m²買入れ。)

■指定の経過

指定年月日	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備 考
昭和 41 年 12 月 14 日	695ha(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		226.5ha(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	943ha(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		265.5ha(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	956ha(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		570.6ha(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	989ha(拡大)		逗子市分 6.8ha を含む
平成 15 年 9 月 26 日		573.6ha(拡大)	

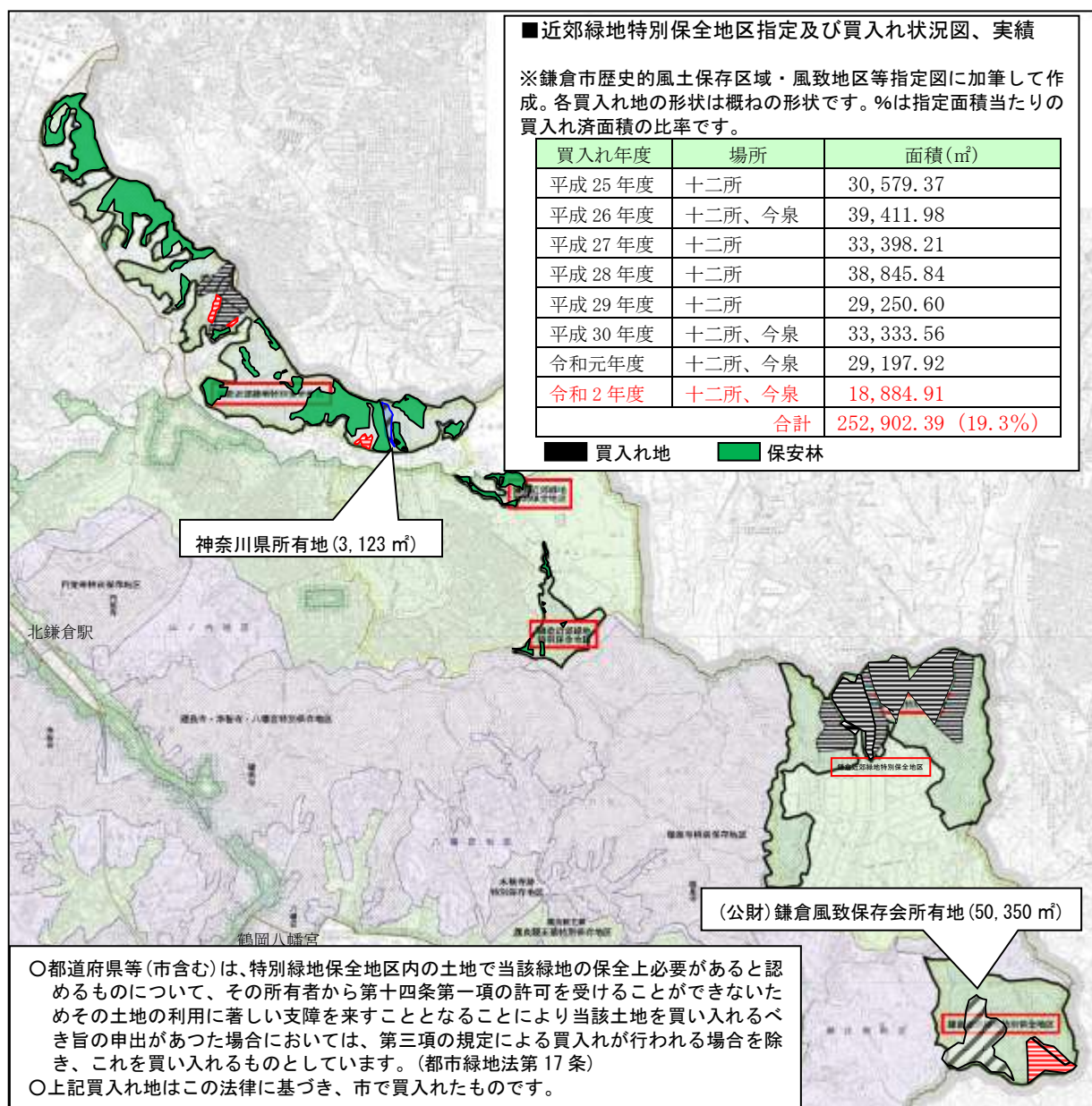
^{*} 鎌倉風致保存会理事長、同常務理事、鎌倉市公園協会常務理事、県都市緑地担当部長、市まちづくり景観部長、市都市調整部長により組織する実行委員会です(名称はいずれも当時)。

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、鎌倉市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組みます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月28日、近郊緑地保全区域・特別保全地区拡大候補地の一部であった岩瀬地区(15.62ha)に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づき緑地保全推進地区を指定しました。 ・平成18年の保全区域拡大区域を除く特別保全地区候補地については、平成15年にボランティアの協力のもとに、指定に必要な自然環境調査を、また平成16年8月には追加調査を行い、調査報告書をまとめて、県に提出しました。 ・平成18年12月28日、国により円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定されました。(98ha・鎌倉市域分51ha) ・平成19年2月14日、拡大指定された区域を含め円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が告示されました。 ・この指定により、近郊緑地保全区域の指定は、緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成19年3月6日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、重複を避けるため、今泉北自然環境保全地域(昭和50年1月17日指定・17.9ha)の指定は解除されました。 ・平成20年度に、特別保全地区候補地としている岩瀬地区のうち、旧今泉北自然環境保全地域の自然環境調査、及び十二所七曲地区のモニタリング調査を実施しました。 ・平成23年10月18日、県により131haが鎌倉近郊緑地特別保全地区として指定されました。 ・平成24年4月、第2次一括法^{*1}の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可処分に伴う土地の買入れ等の事務が県から移譲されました。 ・平成24年2月及び5月、近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れ事務について、首都圏近郊緑地保全法の趣旨等に鑑み、県に支援を依頼しました。 ・平成29年3月、計画期間を平成29年度から平成33年度までとして社会資本総合整備計画(特別緑地保全地区等の指定の推進)を策定しました。 ・平成29年10月、計画期間を平成24年度から平成28年度までとして策定した、社会資本総合整備計画(特別緑地保全地区等の指定の推進)について、事後評価書を国土交通省に提出しました。 ・平成30年11月、国により、第1回首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会が行われ、鎌倉市内の近郊緑地保全区域の現状の視察及び意見交換を行いました。 ・平成30年度、首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会は、上記を含めて3回行われ、各市町の課題や解決方法についての情報共有を行うことで、職員の知見の向上を図りました。 ・平成31年3月、県、横須賀市、茅ヶ崎市、座間市と、古都保存・緑地保全等事業担当者会議を行い、地域制緑地における事務執行について意見交換を行いました。 ・令和2年度、12件の近郊緑地保全区域内の行為届出がありました。(近郊緑地保全区域内の行為の届出は、県条例により市で事務処理をしています。) ・令和2年12月18日、同25日、令和3年1月20日、鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出がされている土地の一部18,884.91㎡(実測)を買い入れました。

*1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)

※円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域と鎌倉近郊緑地特別保全地区の位置等については、91 ページを参照してください

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積	鎌倉市	横浜市	地区名	面積
昭和 44 年 3 月 28 日	962ha(当初指定)	243ha	719ha		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100ha(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	998ha(拡大)	243ha	755ha		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096ha(拡大)	294ha	802ha		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116ha(拡大・横浜市域のみ)
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44ha(横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131ha
平成 24 年 3 月 5 日				公田	5.4ha(横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日				大丸山	72.6ha(拡大・横浜市域のみ)
令和 2 年 3 月 25 日				円海山	124ha(拡大・横浜市域のみ)



風致地区	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色付ける、優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
主な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の許可 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>風致地区内で次の行為をしようとする場合には、鎌倉市長の許可を受けなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における物件の堆積 <p>※床面積が10㎡以下の建築行為は、許可不要ですが、指定された種別により、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離の許可基準に適合しなければなりません。</p> </div>
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一帯)の指定拡大を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年4月2日、9.0haが指定拡大(県指定)されました。 ・ 第2次一括法の施行に基づき、平成25年12月、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を制定し、平成26年4月に施行しました。 ・ 平成28年度、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。 ・ 令和2年度、風致地区内での建築物の建築等の申請に対し525件の許可処分を行いました。

鎌倉風致地区		
指定年月日	面 積	備 考
昭和13年1月25日	2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第25号
昭和24年5月16日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和52年3月30日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和63年6月17日	2,185 ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成14年4月2日	2,194 ha(変更)	拡大及び区分線の整齐

特別緑地保全地区	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的保全を図るために、特別緑地保全地区を指定するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取り組みを進めます。 ・10ha以上の規模を有し、隣接市域と一体となった指定候補地について、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。 ・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来たずとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地の公有地化による保全を図ります。
取 り 組 み と 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月の緑の基本計画改訂で、引き続き10地区52.9haを指定候補地としました。 ・令和2年度末現在、49.4haを指定しています。 ・近年の主な取り組みと実績は次のとおりです。 【天神山地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内に保安林が含まれているため、平成19年3月5日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：県知事)との協議を行い、同年4月12日に農林水産大臣(同17日に県知事からその旨の通知)、同26日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。 【手広・笛田地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内には保安林が含まれているため、平成20年2月25日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：県知事)との協議を行い、同年3月25日に農林水産大臣(同31日に県知事からその旨の通知)、同31日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。 【上町屋地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月15日、都市計画決定(0.6ha)の告示をしました。 ・平成30年度、指定された土地が特別緑地保全地区である旨を表示する標柱を設置しました。 【(仮称)植木地区】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、市民緑地契約を締結しました。 ・平成29年10月25日、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。(契約期間：令和19年10月24日まで。面積：4,994.37㎡) 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区候補地内の土地所有者に対して、緑地保全契約の締結など、市独自の保全施策への協力を要請しています。 ・平成22年度、清泉女学院中学高等学校が、玉縄城址特別緑地保全地区内の土地を所有し、緑の保全に貢献したとして、市政功労者表彰(環境保全功労)されました。 ・平成24年4月、都市緑地法が改正され、特別緑地保全地区における土地の買入れ等の事務が県から市に移譲されました。 ・平成24年4月、都市計画法施行令が改正され、10ha以上の特別緑地保全地区の指定権限が県から市に移譲されました。 ・平成24年4月、都市緑地法の改正にあわせ「鎌倉市特別緑地保全地区における行為の許可手続等に関する規則」及び「鎌倉市特別緑地保全地区内行為許可基準要綱」を施行しました。 ・令和2年度、特別緑地保全地区内行為許可申請に対し、2件許可処分を行いました。

特別緑地保全地区					
	地区名	指定面積	指定・変更年月日	指定主体	土地の買入れに係る協定の締結日
1	城廻地区	3.7ha	平成14年4月30日	鎌倉市	平成14年8月13日
2	昌清院地区	0.8ha	平成14年4月30日	鎌倉市	平成14年8月13日
3	岡本地区	3.2ha	平成14年4月30日	鎌倉市	平成14年8月13日
4	玉縄城址地区	2.4ha	平成15年6月17日	鎌倉市	平成15年8月27日
5	常盤山地区	19 ha	平成17年9月13日 平成23年10月18日	神奈川県	平成17年10月24日
6	寺分一丁目地区	2.3ha	平成19年12月19日	鎌倉市	平成20年2月25日
7	天神山地区	5.0ha	平成20年9月16日	鎌倉市	平成21年1月28日
8	手広・笛田地区	6.0ha	平成21年9月14日	鎌倉市	平成22年1月6日
9	梶原五丁目地区	4.6ha	平成24年8月1日	鎌倉市	—
10	等覚寺地区	1.8ha	平成24年8月1日	鎌倉市	—
11	上町屋地区	0.6ha	平成30年6月15日	鎌倉市	—
	合計	49.4ha			

※平成16年の都市緑地法改正により、従前の都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」は、「特別緑地保全地区」とみなされますが、本市では緑の基本計画やこれに関係する文書で、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。

なお、「緑地保全地区」の名称変更に伴い、その性格、対象となる区域の考え方、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては、変更されていません。

※土地の買入れに係る協定(平成24年4月1日付けで失効)は、本市が県に、従前の都市緑地法第17条第2項の規定による申出を行い、本市を土地の買入れ先とした県・市間の協定を締結していたものです。

※各地区の位置等については、93ページ以降を参照してください。

保安林						
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。 					
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 現在の保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。 					
取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市内に指定されている保安林の種類は、土砂流出防備・土砂崩壊防備・潮害防備・保健・風致保安林です。 平成 28 年度、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとなりました。 平成 29 年 5 月 23 日、急傾斜地崩壊防止施設用地とするため、大町五丁目において風致保安林の指定が一部(0.0102ha)解除されました。 令和 2 年度末現在、171ha の保安林が指定されています。 					
	■ 森林法第 25 条第 1 項に列挙された目的と保安林の種類					
		目 的	種 類	市内指定面積 ()内は、内兼 種面積	指定・解除の 権限者	
		第 1 号	水源のかん養	1 水源かん養保安林	—	農 林 水 産 大 臣、都道府県 知 事（法定 受 託 事 務）
		第 2 号	土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林	88ha(88ha ^{※1})	
		第 3 号	土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林	17ha(16ha ^{※2})	
		第 4 号	飛砂の防備	4 飛砂防備保安林	—	都 道 府 県 知 事（自治事 務）
		第 5 号	風害 水害 潮害 干害 雪害 霧害 } の防備	5 防風保安林	—	
				6 水害防備保安林	—	
				7 潮害防備保安林	0ha ^{※3}	
				8 干害防備保安林	—	
				9 防雪保安林	—	
			10 防霧保安林	—		
	第 6 号	なだれ 落石 } の危険の防 止	11 なだれ防止保安林	—		
			12 落石防止保安林	—		
	第 7 号	火災の防備	13 防火保安林	—		
	第 8 号	魚つき	14 魚つき保安林	—		
	第 9 号	航行の目標の保存	15 航行目標保安林	—		
	第 10 号	公衆の保健	16 保健保安林	115ha(92ha ^{※4})		
	第 11 号	名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林	60ha(13ha ^{※5})		
※1 保健保安林を兼ねるもの 87ha、風致保安林を兼ねるもの 1ha ※2 保健保安林を兼ねるもの 4ha、風致保安林を兼ねるもの 10ha、保健保安林と風致保安林を兼ねるもの 1ha ※3 1ha 未満の指定がされています。 ※4 土砂流出防備保安林を兼ねるもの 87ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの 4ha、風致保安林を兼ねるもの 0ha、土砂崩壊防備保安林と風致保安林を兼ねるもの 1ha ※5 土砂流出防備保安林を兼ねるもの 1ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの 10ha、保健保安林を兼ねるもの 0ha、土砂崩壊防備保安林と保健保安林を兼ねるもの 1ha *端数処理により合計面積が一致しません。 *同一の森林であっても兼種指定されている種類により指定面積が異なる場合があります。						

取り組み
と実績

・平成20年度～令和元年度に62箇所で行山事業が実施されました。

平成20 ～27年度 (50箇所)	環境防災林整備事業	4箇所(今泉台、山崎、材木座、山ノ内)
	予防治山事業	3箇所(浄明寺、今泉台、雪ノ下)
	小規模治山事業	10箇所(材木座、山ノ内、材木座2箇所、小町4箇所、長谷、扇ガ谷)
	治山施設維持管理事業	11箇所(長谷、山ノ内2箇所、小町、坂ノ下、今泉台2箇所、山崎2箇所、材木座、雪ノ下)
	都市近郊保安林総合整備事業	22箇所(大町、二階堂3箇所、今泉台、材木座2箇所、雪ノ下4箇所、今泉2箇所、小町3箇所、佐助3箇所、手広、極楽寺、材木座)
平成28年度 (2箇所)	緊急予防治山事業	1箇所(雪ノ下)
	都市近郊保安林総合整備事業	1箇所(小町)
平成29年度 (6箇所)	治山施設維持管理事業	4箇所(山ノ内)
	都市近郊保安林総合整備事業	2箇所(小町、手広)
平成30年度 (2箇所)	都市近郊保安林総合整備事業	2箇所(小町、手広)
令和元年度 (2箇所)	小規模治山事業	1箇所(山ノ内)
	都市近郊保安林総合整備事業	1箇所(小町)



落石を防ぐために落石防止網が張られた山ノ内の斜面
(写真提供：神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課)

市町村森林整備計画	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を作成するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
主な制度	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採・開発に関する許認可制度(保安林以外の地域森林計画の対象森林) (1) 林地開発許可 …1ha を超える森林の転用(県知事が許可) (2) 伐採届 …1ha 以下の森林の転用(市町村長が受理) …森林の施業を目的の伐採(市町村長が受理) (3) 状況報告書 …造林後の報告(市町村長が受理) (4) 土地の所有者届出…森林の土地の取得の届出(市町村長が受理)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運用を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度、鎌倉市森林整備計画書(期間：H25. 4. 1～H35. 3. 31)を樹立しました。 ・平成 29 年 3 月、神奈川地域森林計画書の変更をもとに、鎌倉市森林整備計画書(期間：H25. 4. 1～H35. 3. 31)を変更(第 1 回)しました。 ・平成 30 年 3 月、神奈川地域森林計画の樹立(平成 29 年 12 月)をもとに、鎌倉市森林整備計画(期間：H30. 4. 1～H40. 3. 31)を樹立しました。 ・平成 31 年 4 月 2 日、神奈川地域森林計画が変更されましたが、鎌倉市に該当する変更事項はなかったため、鎌倉市森林整備計画は変更しませんでした。 ・令和 2 年度、56 件(7,248ha)の伐採届出書が提出されました。 ・令和 2 年度、24 件(9,499ha)の所有者の変更届出書が提出されました。 ・令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されています。(使途の詳細については P47 を参照。)



所有者届パンフレット (作成：林野庁)

	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
伐採届出書	51 件 23,5705ha	80 件 25,9542ha	31 件 42,6512ha	51 件 10,7120ha	56 件 7,2484ha
所有者の変更届出書	-	61 件* 24,6865ha	57 件 28,9488ha	43 件 34,7363ha	24 件 9,4996ha

※平成 24 年度から開始。

史跡・名勝・天然記念物指定等	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定する等により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史文化遺産を保護して次代に継承するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度、北条氏常盤亭跡、大町釈迦堂 遺跡(34,107.31 m²)を買い入れました。 平成 23 年度、永福寺跡において、園路整備等を行いました。 平成 24 年 6 月、市指定天然記念物「安国論寺のカイドウ」が枯死し、滅失したため、指定を解除しました。 平成 24 年度、北条氏常盤亭跡、永福寺跡、鶴岡八幡宮境内の一部(25,193.83 m²)を買い入れました。 平成 24 年度、永福寺跡の三堂基壇の整備等を行いました。 平成 25 年度、北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内の一部(4,681.58 m²)を買い入れました。 平成 25 年度、永福寺跡の南翼廊基礎等の整備を行いました。 平成 26 年度、永福寺跡の遺水等の整備を行いました。 平成 26 年度、北条氏常盤亭跡で崖面の崩落対策工事 0.3ha を行いました。 平成 27 年度、永福寺跡の一部(921.09 m²)を買い入れました。 平成 27 年度、永福寺跡の苑池の整備を行いました。 平成 28 年度、北条氏常盤亭跡で崖面の崩落対策工事 0.14ha を行いました。 平成 28 年 3 月、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣工しました。 平成 28 年 4 月、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 平成 28 年度、永福寺跡の苑池、園路及び広場の整備等を行いました。 平成 29 年度、鶴岡八幡宮境内の一部(1429.44 m²)を買い入れました。 平成 29 年度、永福寺跡の整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。 平成 29 年度、朝夷奈切通の一部、名越切通の一部、鶴岡八幡宮境内の一部(4,675.25 m²)を買い入れました。 平成 29 年度、大町釈迦堂口遺跡の崩落対策工事に向けた基本設計を実施しました。 平成 29 年度、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(平家池)の改修工事が竣工しました。 平成 30 年度、史跡北条氏常盤亭跡の一部、仮粧坂の一部(1,172.72 m²)を買い入れました。 平成 30 年度、史跡大町釈迦堂口遺跡の崩落対策工事に向けた施工計画検討業務を実施しました。 令和元年度、史跡朝夷奈切通の一部(580.82 m²)を買い入れました。 令和元年度、史跡大町釈迦堂口遺跡の崩落対策工事に向けた詳細設計を実施しました。

	～H12 年度	～H17 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
史跡の買収面積(ha)	13.11	2.66	7.15	0.61	0.18	0.00
史跡の買収面積の累計(ha)	13.11	15.77	22.92	23.53	23.71	23.71

農用地区域	
内 容	・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点形成の一団の農地を保全するものです。
方 針	・農用地区域の指定により、農地の保全を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度以降、市遊休農地解消対策協議会による関谷地区の農地復元実践活動に、三菱電機株式会社社員が社会貢献活動として継続して参加しています。 ・平成 31 年 3 月 18 日、鎌倉農業振興地域整備計画の見直しを行いました。令和元年度末現在、46.9ha の農地が農用地区域として保全されています。(指定は昭和 48 年です。) ・平成 30 年 7 月 19 日、農業経営の安定化、都市農業の更なる発展等を目指すため、都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。

生産緑地地区・特定生産緑地	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するとともに、特定生産緑地制度の活用を図るものです。 ・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。 ・鎌倉市生産緑地地区指定基準等を満たす農地を生産緑地地区に指定します。
方 針	・特定生産緑地制度も活用し、生産緑地の指定の継続を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度、平成 29 年の生産緑地法の改正を受け、「鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、生産緑地地区の面積要件を条例で 300 平方メートル以上に引下げました。また、条例制定に伴い、「鎌倉市生産緑地地区追加指定基準」を廃止し、新たに「鎌倉市生産緑地地区指定基準」及び「鎌倉市生産緑地地区指定基準細目」を定めました。 ・平成 30 年度、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。 ・平成 31 年度、特定生産緑地の指定に向けた生産緑地所有者へのアンケート調査を実施しました。 ・令和元年 9 月から 10 月にかけて、特定生産緑地制度の説明会を実施し所有者に周知を図りました。特定生産緑地制度に係る説明会は、本庁舎、大船支所、J A さがみで合計 4 回実施し、46 名の参加がありました。 ・令和元年度、円滑な事務処理を可能とするため、生産緑地地区の買取基本方針を改正、生産緑地地区の買取申出フロー等を定めました。 ・令和 2 年度、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱を策定しました。 ・令和 3 年 2 月 1 日及び 2 月 25 日に特定生産緑地の指定公示を行いました。 ・令和 2 年度末現在、令和 4 年 11 月に指定から 30 年を迎える生産緑地地区 111 箇所のうち、14 箇所を特定生産緑地として指定公示しています。 ・令和 2 年度末現在、135 箇所、面積約 17.1ha の生産緑地地区を指定しています。

	H12 年度	H17 年度	H23 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指定箇所数の推移(箇所)	151	146	139	135	136	134
指定面積の推移(ha)	18.4	18.1	17.4	17.0	17.2	16.9
	R 元年度	R2 年度				
指定箇所数の推移(箇所)	136	135				
指定面積の推移(ha)	17.1	17.1				

○保全すべき緑地の確保に関する事項

急傾斜地崩壊危険区域	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定により、標識の設置、行為の制限、急傾斜地崩壊防止工事等を行い、住民の安全を確保し、急傾斜地を保全するものです。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、神奈川県藤沢土木事務所により、岡本1丁目地区外5箇所急傾斜地崩壊防止工事が発注されました。 令和2年度末現在、市内に95区域、165.94haの急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

(2) 歴史的風致の維持向上に関する制度

歴史的風致維持向上計画	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的価値の高い建造物及びその周辺市街地と、そこでの歴史・伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成してきた、良好な市街地環境(歴史的風致^{※1})の維持・向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律^{※2※3}に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、計画に登載した構成事業を推進するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画の進行管理に取り組みます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度を初年度とする市総合計画第 3 期基本計画の「計画の推進に向けた考え方」に、「歴史的遺産と共生するまちづくり～世界遺産のあるまちをめざして～」を位置付け、取り組みを進めていくこととしました。 平成 25 年度、歴史まちづくりの推進に必要な庁内調整を行う組織として「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を設置しました。 平成 26 年 4 月、「世界遺産登録推進担当」の組織名称を「歴史まちづくり推進担当」へ変更し、今後、世界遺産登録推進と歴史まちづくりを一体的に進めていく事務を所掌することとしました。 平成 27 年 12 月、鎌倉市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成 28 年 1 月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けました。 平成 29 年 3 月 29 日に「御成小学校旧講堂」を、平成 30 年 9 月 28 日に「鎌倉国宝館」を、令和 2 年 3 月 10 日に「鎌倉文学館」を、令和 3 年 2 月 22 日に「旧華頂宮邸」を歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致形成建造物に指定しました。 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を開催し、毎年度ごとの進行管理・評価シートを作成し、委員の意見を聴取しました。 平成 27 年度から、鎌倉風致保存会常務理事兼事務局長が鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会の委員を委嘱されています。 令和 2 年 4 月、「歴史まちづくり推進担当」の事務の所管を見直し、世界遺産登録に関する調査及び研究についての事務を歴史まちづくり推進担当に残し、歴史的風致維持向上計画の推進についての事務を都市景観課に、日本遺産事業の推進についての事務を観光課にそれぞれ移管し、より効率的な体制に移行することとしました。 令和 2 年度は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の計画期間(10 年計画)の中間年度であるため、中間評価を行いました。

※1 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義(歴史まちづくり法)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

※2 通称「歴史まちづくり法」

※3 「歴史まちづくり法」は、文部科学省、農林水産省、国土交通省が共管し、国土交通省は都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室が所管しています。また、「古都保存法」も国土交通省の同課が所管しています。(令和 2 年 3 月末現在)

<p>取り組み と実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項の中で、公園・緑地等に係る事業は次のとおりです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>史跡永福寺跡環境整備事業、扇湖山荘庭園防災工事事業、樹林維持管理事業、緑地維持管理事業、緑地保全事業、風致保存会助成事業、歴史的風土特別保存地区買入れ事業</p> </div> ・歴史的風致維持向上計画に関連する取り組み（日本遺産）は次のとおりです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画の歴史的風致をベースに、平成 28 年 4 月 25 日、鎌倉のストーリー「『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」が文化庁の日本遺産に認定されました。 ・平成 29 年 3 月、日本遺産いざ鎌倉協議会が、日本遺産情報端末コンテンツを制作しました。 ・平成 29 年 3 月、日本遺産いざ鎌倉協議会が、日本遺産の映像の制作及び日本遺産ブックレットの発行をしました。 ・令和 2 年 3 月までに、日本遺産ブックレット（日本語版）の内容の修正及び更新を行いました。 </div>
---------------------	--

(3)法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内 容	・土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めることを目的として、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方 針	・土地所有者の協力を得て、整備を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度、特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599㎡・86区画)で、第13期利用者(令和2年度から2ヵ年)の利用のための維持管理を行いました。 ・県が耕作放棄地を市民農園として整備し、中高年ホームファーマー事業として、関谷で、1,126㎡、6区画を貸し出しています。 ・土地所有者による市民農園が今泉台及び手広の3箇所(里山市民農園：今泉台、第一手広市民農園：手広、第二手広市民農園：手広)で開設・運営されています。

市民緑地契約	
内 容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方 針	・関係する施策の進捗状況などを踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」*を制定し、制度運用開始に伴い「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」「同要綱施行細則」を改正、「緑地使用契約」を廃止しました。 ・平成21年12月、鎌倉広町緑地の計画地内で、鎌倉山二丁目1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しましたが、鎌倉広町緑地の用地取得に伴い、平成27年3月、同契約を一部解除、平成30年3月、同契約を全て解除しました。 ・平成22年2月、鎌倉広町緑地の計画地内で、七里ガ浜東五丁目1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しましたが、鎌倉広町緑地の用地取得に伴い、平成27年3月、同契約を全て解除しました。 ・平成23年12月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、植木1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。(契約期間:平成28年12月12日まで。面積:395㎡) ・平成23年度、植木1号市民緑地に、公開に必要な施設を整備しました。 ・平成28年12月、植木1号市民緑地について、市民緑地契約を更新しました。 ・平成28年12月、都市緑地法の改正に伴う条項ずれを修正するため、鎌倉市市民緑地設置要綱を改正しました。 ・平成29年10月、植木1号市民緑地について、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。 ・平成30年11月、市民緑地契約を締結した植木1号市民緑地の標識を更新しました。 ・令和2年2月2日、植木1号市民緑地内のナラ枯れ被害木及び枯損木の伐採を行いました。



市民緑地契約を変更した植木1号市民緑地の看板

*市民緑地愛護会については、77ページを参照してください。

市民緑地名	面積(㎡)	設置期間	契約年数
植木1号市民緑地	4,994.37	平成29年10月25日～令和19年10月24日	20年

(4)市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 ・緑地保全契約は、市域の市街地に広がるまとまりのある緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的とするものです。 ・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で、除伐・枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用します。 ・現行の保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業を、所有者が「緑地の管理に係る奨励金等の交付」と「市による所有地の維持管理」等として選択することができる制度とする等、効果的な制度運用・充実の方向性を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木・樹林、緑地保全契約の標識等を確認し、必要に応じ撤去することとしています。 【保存樹木・樹林制度】 ・令和2年度末現在、保存樹木 325 本、保存樹林 237.44ha、保存生け垣 9,152 m²を指定しています。 【緑地保全契約】 ・令和2年度末現在、117 件、面積 51.75ha の緑地で、緑地保全契約を締結しています。 【樹林管理事業】 ・対象樹林地を6分割し、平成28年度までは各1地区ずつ順番に、6年サイクルで事業を実施していましたが、平成29年度以降は各年2地区ずつ3年サイクルで事業を実施しています。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市の財源が逼迫したため、浄明寺・十二所地区の1地区のみの実施となりました。 【その他】 ・公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「かながわトラストみどり財団」)の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、令和2年度は917,000 円の助成を得ています。 ・平成23年度以降、本市の財政環境を踏まえて、土地所有者に通知等を行った上で、保存樹木等及び緑地保全契約に係る奨励金額を減額しています。 ・平成23年度、制度の効率的な運用に向け、保存樹林等の指定又は緑地保全契約を締結している土地所有者に対して、意向調査(アンケート)を実施し、樹林地を適正に管理するため、奨励金の交付と市による維持管理を選択できる制度を導入するかを検討しました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 ・段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成25年度までに当初想定目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。 </div>

保存樹木・樹林制度	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指定樹木本数(本)	374	370	365	334	331	327	328
指定樹林面積(ha)	350.41	322.77	286.15	254.34	249.60	242.01	241.50
指定生け垣面積(m ²)	14,099	12,893	11,325	10,100	9,735	9,182	9,182
保存樹木・樹林制度	R元年度	R2年度					
指定樹木本数(本)	328	325					
指定樹林面積(ha)	237.71	237.44					
指定生け垣面積(m ²)	9,236	9,152					

※指定樹林面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。
 ※指定生け垣面積は、奨励金の算出基準に合わせて小数点以下を切り捨てています。

緑地保全契約	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
緑地保全契約件数(件)	126	135	135	127	117	114	115
緑地保全契約面積(ha)	67.98	73.68	70.86	56.23	53.60	52.89	53.00
緑地保全契約	R元年度	R2年度					
緑地保全契約件数(件)	120	117					
緑地保全契約面積(ha)	53.08	51.75					

※契約件数及び面積の推移には、契約後の公有地化に伴う契約解除によるものが含まれています。

樹林管理事業	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
枝払い等実施本数(本)	682	465	180	204	192	246	343
枝払い等実施延長(m)	372	948	290	55	143	—	—
枝打ち・間伐の面積(m ²)	—	800	—	—	—	—	—
実施地区	大町・材木座地区	十二所・浄明寺地区	十二所・浄明寺地区	八幡宮地区	山ノ内・今泉地区	浄明寺・十二所・大町・材木座	長谷・極楽寺、佐助・御成
樹林管理事業	R元年度	R2年度					
枝払い等実施本数(本)	354	128					
枝払い等実施延長(m)	—	—					
枝打ち・間伐の面積(m ²)	—	—					
実施地区	八幡宮、山ノ内・今泉地区	浄明寺・十二所地区					

※対象樹林地を6分割し、平成28年度までは各1地区ずつ順番に、6年サイクルで事業を実施していましたが、平成29年度以降は各年2地区ずつ3年サイクルで事業を実施しています。

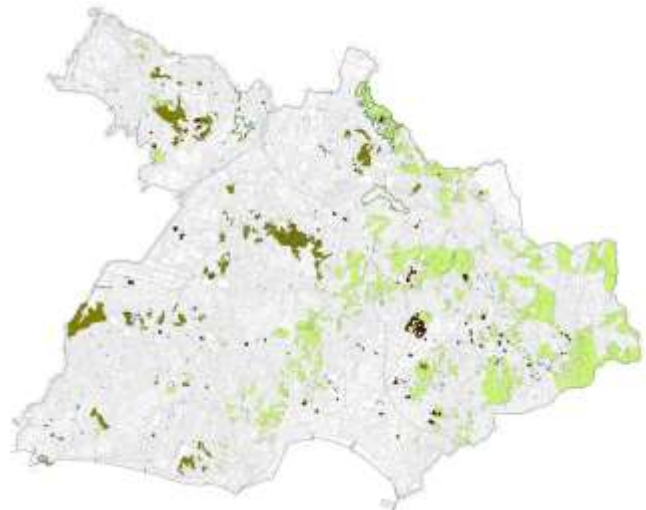
緑地保全推進地区	
内 容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方 針	・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた活用を進めます。 ・法制度適用に伴う緑地保全推進地区の取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年に緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした22箇所を指定候補地としました。 鎌倉市緑政審議会に諮問、答申を得て、平成12年に6地区(岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区)計34.85ha、平成17年に1地区(青蓮寺地区)1.50haを指定し、緑地保全推進地区は計7地区、36.35haとなりました。 <p>【指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月、岡本緑地保全推進地区(岡本保全配慮地区と重複)の一部を含む土地(面積1,984.65㎡)の寄附を受けました。 平成28年2月26日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとなりました。 平成30年3月28日、小動岬地区内における建築計画について、第67回鎌倉市緑政審議会に報告し、市が協議方針を定め、事業者と協議を行っています。 平成30年9月20日、上記建築計画について、事業者との協議を終了し、その旨を第69回緑政審議会に報告しました。

緑地保全推進地区名	面積	指定日	緑地保全に係る法制度の適用
岩瀬	15.62ha	平成12年4月28日	近郊緑地保全区域(15.62ha H18.12.28 告示) 近郊緑地特別保全地区(H23.10.18 都市計画決定)
昌清院	1.02ha	平成12年4月28日	特別緑地保全地区(0.8ha H14.4.30 都市計画決定)
小動岬	0.83ha	平成12年4月28日	
岡本	5.19ha	平成12年4月28日	特別緑地保全地区(3.2ha H14.4.30 都市計画決定)
寺分一丁目	2.45ha	平成12年4月28日	特別緑地保全地区(2.3ha H19.12.19 都市計画決定)
六国見山森林公園	9.74ha	平成12年4月28日	風致公園(6.9ha H14.8.8 都市計画決定)
青蓮寺	1.5 ha	平成17年3月30日	
合計	36.35ha		

※従前の都市緑地保全法に基づく緑地保全地区は、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」とみなされますが、鎌倉市では、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。なお、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては変更されていません。

■市独自制度による指定地
(平成22年度末の指定状況です)

- 凡例
- 緑地保全要約地
 - 保存樹林
 - 保存樹木
 - 保存生垣
 - 緑地保全推進地区



緑地寄附受け入れ基準																																												
内 容	・緑地の所有者からの寄附の申出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。																																											
方 針	・個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続フロー等に基づき対応します。																																											
取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度、県が特別緑地保全地区等の緑地の寄附受け入れについて、統一的な取扱いを図るため「特別緑地保全地区等の緑地の標準的な寄附受入基準」、「特別緑地保全地区等の緑地の寄附受入事務の流れ」を定めました。 平成 24 年度、県横須賀三浦地域県政総合センターが、県有緑地の適正な維持管理等のための「寄付受入取扱要件」を定めました。 平成 25 年度、市への土地寄附の申し入れに対する手続フローを定めました。 平成 28 年度、開発に伴い手広二丁目の緑地(計 2 筆、面積 0.05ha)の寄附を受けました。 平成 29 年 3 月、平成 13 年に陳情を受け、議会で採択された七里ガ浜東五丁目の緑地(計 6 筆、面積 0.51ha)の寄附を受けました。 平成 29 年 3 月、十二所の緑地(計 31 筆、面積 1.23ha)の寄附を受けました。 																																											
	<p>■鎌倉市における緑地寄附の受け入れ状況(緑地名称は仮称)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>緑地名称</th> <th>所在地</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>長谷 3 号(拡大)</td> <td>長谷五丁331 番他 4</td> <td>0.36</td> <td>古都 4 条区域</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>腰越 4 号</td> <td>腰越五丁目 291 番 7</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>下坪</td> <td>関谷字下坪 387 番 80 他 1</td> <td>0.15</td> <td>関谷保全配慮地区</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">28</td> <td>手広 2 号</td> <td>手広二丁目 514 番 8 他 1 筆</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七里ガ浜東 3 号緑地</td> <td>七里ガ浜東五丁目 1332 番地 139 他 5 筆</td> <td>0.51</td> <td>鎌倉山保全配慮地区(一部)</td> </tr> <tr> <td>浄明寺緑地(一部)</td> <td>十二所 925 番他 30 筆</td> <td>1.23</td> <td>古都 4 条区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※開発事業に伴う緑地が市へ移管されたものも含まれます。(平成 8～令和 2 年度実績：30 箇所、5.54ha)</p>	年度	緑地名称	所在地	面積 (ha)	備考	23	長谷 3 号(拡大)	長谷五丁331 番他 4	0.36	古都 4 条区域	26	腰越 4 号	腰越五丁目 291 番 7	0.05		27	下坪	関谷字下坪 387 番 80 他 1	0.15	関谷保全配慮地区	28	手広 2 号	手広二丁目 514 番 8 他 1 筆	0.05		七里ガ浜東 3 号緑地	七里ガ浜東五丁目 1332 番地 139 他 5 筆	0.51	鎌倉山保全配慮地区(一部)	浄明寺緑地(一部)	十二所 925 番他 30 筆	1.23	古都 4 条区域										
	年度	緑地名称	所在地	面積 (ha)	備考																																							
	23	長谷 3 号(拡大)	長谷五丁331 番他 4	0.36	古都 4 条区域																																							
	26	腰越 4 号	腰越五丁目 291 番 7	0.05																																								
	27	下坪	関谷字下坪 387 番 80 他 1	0.15	関谷保全配慮地区																																							
	28	手広 2 号	手広二丁目 514 番 8 他 1 筆	0.05																																								
		七里ガ浜東 3 号緑地	七里ガ浜東五丁目 1332 番地 139 他 5 筆	0.51	鎌倉山保全配慮地区(一部)																																							
		浄明寺緑地(一部)	十二所 925 番他 30 筆	1.23	古都 4 条区域																																							
	<p>■県における緑地寄附の受け入れ状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>所在地</th> <th>面積(ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>極楽寺一丁目 127 番 3 他</td> <td>0.56</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>二階堂字亀ヶ淵 245 番他</td> <td>1.71</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>佐助二丁目 762 番 1</td> <td>0.13</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>大町六丁目 1431 番 1</td> <td>0.03</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>今泉五丁目 1030 番 6</td> <td>0.005</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 元</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	所在地	面積(ha)	備考	H23	極楽寺一丁目 127 番 3 他	0.56	古都 6 条地区	H24	二階堂字亀ヶ淵 245 番他	1.71	古都 6 条地区	H25	佐助二丁目 762 番 1	0.13	古都 6 条地区	H26	大町六丁目 1431 番 1	0.03	古都 6 条地区	H27	今泉五丁目 1030 番 6	0.005	古都 6 条地区	H28	-	-		H29	-	-		H30	-	-		R 元	-	-		R2	-	-
年度	所在地	面積(ha)	備考																																									
H23	極楽寺一丁目 127 番 3 他	0.56	古都 6 条地区																																									
H24	二階堂字亀ヶ淵 245 番他	1.71	古都 6 条地区																																									
H25	佐助二丁目 762 番 1	0.13	古都 6 条地区																																									
H26	大町六丁目 1431 番 1	0.03	古都 6 条地区																																									
H27	今泉五丁目 1030 番 6	0.005	古都 6 条地区																																									
H28	-	-																																										
H29	-	-																																										
H30	-	-																																										
R 元	-	-																																										
R2	-	-																																										

○保全配慮地区の設定による事業の展開

<p>緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区(将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです)の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 ※保全配慮地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、市民の協力のもとに条例等による保全措置などを図る地区を緑の基本計画において設定するもので、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全をめざす緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 ・市民の自発的なまちづくりの取り組みとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保全配慮地区内における土地取引等については、鎌倉市まちづくり条例に基づく土地取引の届出等を受け、事前の情報収集等に努めています。 【平成 18 年度】 ・平成 18 年 7 月、緑の基本計画の改訂により、9 地区 315.3ha の保全配慮地区を設定しました。 ・平成 18 年 12 月、常盤山保全配慮地区の施策展開として、地区の一部を特別緑地保全地区候補地に位置付けました。 【平成 19 年度】 ・(仮称)山崎・台峯緑地の基本計画の確定に伴い、台保全配慮地区の設定を 1.2ha 拡大しました。 ・緑地保全に配慮を求める文書により保全配慮地区内の建築等に対する取り組みを開始しました。 ・平成 20 年 3 月、台保全配慮地区内の一部を、かながわトラストみどり基金による緑地の買入れ候補地に推薦しました。 【平成 20 年度】 ・平成 20 年 10 月、(仮称)手広・笛田特別緑地保全地区指定の方針の決定に伴い、笛田保全配慮地区の設定の変更方針を定めました ・平成 20 年 12 月、台保全配慮地区の施策展開として、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付けました。 ・上記の施策展開により、保全配慮地区は 9 地区 314.0ha となりました。 ・平成 21 年 1 月、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成 21 年 2 月、常盤山保全配慮地区内の梶原五丁目地区のまとまりある緑地について、特別緑地保全地区指定により保全する方向で取り組む方針を決定しました。 【平成 21 年度】 ・平成 21 年 8 月、常盤山保全配慮地区内の梶原五丁目地区のまとまりある緑地(4.6ha)を、特別緑地保全地区の候補地に決めました。 ・上記の施策展開により、保全配慮地区を 9 地区 309.4ha としました。 ・平成 22 年 2 月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部が、同基金により平成 22 年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。

<p>取り組み と実績</p>	<p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 4 月 1 日、常盤山保全配慮地区内で、梶原六本松公園を供用開始しました。 平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(1,227 m²)を保全のために買入れしました。 平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地のうち、既に平成 22 年度に買入れた部分以外の土地が、同基金により平成 23 年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 <p>【平成 23 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 9 月、緑の基本計画の改訂により、「(仮称)手広・笹田特別緑地保全地区指定の方針」の決定を反映して笹田保全配慮地区を拡大(1.3ha)するとともに、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(8.9ha、台保全配慮地区の一部)を「(仮称)山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地[*]としました。 上記の改訂により、保全配慮地区を 9 地区 301.5ha としました。 <p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉山保全配慮地区で、鎌倉山二丁目におけるヤマザクラ植栽運動が行われ、地域住民らにより 34 本のヤマザクラが植栽されました。 <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 10 月、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区と重複)の一部を含む土地(面積 1,984.65 m²)の寄附を受けました。 <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 9 月、開発に伴い、関谷字下坪(関谷保全配慮地区)の土地(面積 1,491.47 m²)の寄附を受けました。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月、鎌倉山保全配慮地区で、平成 13 年に陳情を受け、議会で採択された七里ガ浜東五丁目の緑地(計 6 筆、面積 0.51ha)の寄附を受けました。
---------------------	--



鎌倉山保全配慮地区の桜

※以下、本書において、平成 23 年 9 月以降の取り組みと実績に関する記載については、名称を「(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地)」とします。関連する取り組みと実績については、「都市緑地」の項(56 ページ)を参照してください。

(5) 緑地保全財源の確保等

緑地保全基金	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく、制度・事業の対象地などに対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行うなどすることにより、良好な樹林地の永続的な保全をめざすものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、「鎌倉市緑地保全基金」を設置し、その基金を活用して緑地の確保や維持管理などを行っています。 ・令和2年度末現在の累計額は積立総額が13,491,454千円、使用総額が13,399,288千円です。 ・緑地保全基金の原資は、市の予算による積立と寄附金等です。 ・寄附金等については、直接ご寄附をお寄せいただく他、市役所本庁舎ロビー、各支所及び鎌倉生涯学習センターに設置している募金箱への募金もお願いしています。 ・ふるさと寄附金制度と連携して寄附を呼びかけています。 <p>【募金にかかる取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、鎌倉市緑化まつりの会場に募金箱を設置しています(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緑化まつり開催中止としています)。 ・平成27年7月、ふるさと寄附金制度を活用し、緑地保全基金への寄附を開始しました。 ・平成30年7月、11月、平成31年1月、第68～70回鎌倉市緑政審議会にて、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」を報告しました。 ・平成30年7月、市役所本庁舎3階廊下及びみどり課窓口に、ポスターコンクール[※]の優秀作品を活用した緑地保全基金への募金の呼びかけについてのポスターを掲示し、周知に努めました。 ・令和2年5月、6月、7月、8月、11月の鎌倉駅地下道ギャラリー50にて、ふるさと寄附金についてポスターやパネルを掲示して紹介したほか、ふるさと寄附金の状況及び実績報告等を記載しているカタログを寄附者や希望者へ送付することで、多くの方に認知され、年々寄附実績を伸ばしています。 <div data-bbox="890 1055 1393 1429" data-label="Image"> </div> <p>大船まつりにおける緑化啓発活動(募金活動)</p>

※関連する取り組みと実績については、「緑のポスターコンクール等」の項(86ページ)を参照してください。

・令和2年度中の寄附及び募金箱へ協力をいただいた状況は次のとおりです。

月	寄 附 金		募金箱への 募金(円)
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)	
4	10,000	木村 伸児	-
	2,000	鎌倉常盤山の会	
	68,000	匿名希望(3名)	
5	3,841	鎌倉市スポーツブリッジ共同事業体	-
	90,000	匿名希望(6名)	
6	30,000	三菱電機マイコン機器ソフトウェア株式会社	5,356
	48,000	匿名希望(3名)	
7	40,000	匿名希望(4名)	-
8	10,000	井上 健史	-
	28,000	佐藤 成信	
	52,000	匿名希望(4名)	
9	200,000	村松 晴美	-
	222,000	匿名希望(7名)	
10	68,000	石井 尚久	-
	170,000	佐藤 成信	
	254,000	匿名希望(6名)	
11	10,000	佐藤 成信	-
	42,000	佐藤 成信	
	20,000	佐藤 成信	
	612,000	匿名希望(15名)	
12	3,500	鎌倉常盤山の会	-
	12,000	森 正浩	
	10,000	露木 茂	
	88,000	陸川 政弘	
	10,000	小澤 浩子	
	1,319,000	匿名希望(22名)	
1	100,000	小松原 崇史	-
	10,000	喬 一乗	
	10,000	永井 淳一	
	16,000	吉田 健一	
	20,000	藤澤 美波	
	30,000	李 根秀	
	18,000	阪本 哲郎	
	30,000	椿 祐介	
	2,150,000	匿名希望(43名)	
2	10,000	鎌倉・自然に学ぶ会 村田 江里子	-
	38,000	匿名希望(2名)	
3	248,000	匿名希望(4名)	-
小計	6,102,341		小計 5,356
合計	6,107,697		

この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます

基金の運用状況 (千円)	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
積立額<含、利息>	33,886	52,410	5,427	1,397	387	468	6,578
寄附額<含、募金>	10	6,338	568	2,683	3,768	3,374	5,967
処分額	194,926	377,985	357,610	206,566	178,130	131,054	127,065
残額	5,505,054	3,539,195	1,998,448	755,977	582,002	454,860	334,374
基金の運用状況 (千円)	R元年度	R2年度					
積立額<含、利息>	11,230	7,333					
寄附額<含、募金>	10,315	6,107					
処分額	130,033	130,739					
残額	215,571	92,166					

基金による土地の買 入れ (ha)	～H12年度	～H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
買入れ面積(緑地分)	14.00	9.11	2.80	10.84	6.81	6.25	1.88
買入れ面積の累計 (緑地分)	14.00	23.11	25.91	36.75	43.56	96.68	98.56
取得面積(公園分)	0.00	19.77	25.17	21.52	4.34	0.97	2.40
取得面積の累計 (公園分)	0.00	19.77	44.94	66.46	70.8	71.77	74.17
買入れ面積の累計 (全体)	14.00	42.88	70.85	103.21	114.36	121.57	125.85

市民公募債	
内 容	・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。
方 針	・過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討します。
取り組み と実績	・平成15年12月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額20億円)を発行しました。 ・平成20年度、上記についてすべて償還し、平成21年度からみどり債借換債を償還しています。

(6) 緑地の質の充実

確保緑地の適正整備																			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区に指定する等した緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する、未来に誇れる価値ある緑の創造をしていくものです。 																		
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区に指定する等した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。 ・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組みます。 																		
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の機能的・環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を平成 21 年度からの新たな市実施計画事業としました。 ・平成 21～令和 2 年度までに、常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、天神山特別緑地保全地区で事業を実施しました。(104 ページを参照してください。) ・平成 28 年度、緑地維持管理事業に関連し、今後の緑地の管理計画をたてるために、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査の予算措置をしました。 ・平成 30 年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 ・令和 2 年度、「鎌倉市緑地維持管理計画」の年次計画に基づき、緑地の計画的・効率的な管理を図るため、14 箇所緑地の中で計 32 本の枯損木等の伐採、2 箇所の緑地でフェンスの取替修繕を行いました。 ・令和元年 7 月 30 日、平成 21～30 年度までの知見をまとめた「確保緑地の適正整備事業報告書」(案)を第 71 回鎌倉市緑政審議会に報告し、同年 10 月 21 日、確定しました。 ・令和元年 11 月 15 日、本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方(令和元年度(2019 年度)版)」(案)を第 72 回鎌倉市緑政審議会に報告し、令和 2 年 2 月 18 日に確定しました。 ・令和 2 年度、確保緑地の適正整備とは別に、市有緑地を対象として次の緑地維持管理事業を実施しました。(台風対応を除く) <table border="1" data-bbox="384 1265 1369 1402"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件数</th> <th>施工箇所[※]</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落石防止網設置修繕等</td> <td>1 件</td> <td>(仮称)浄明寺緑地</td> <td>1 緑地</td> </tr> <tr> <td>緑地維持管理(除草)</td> <td>5 件</td> <td>浄明寺緑地</td> <td>他 86 緑地</td> </tr> <tr> <td>緑地維持管理(枝払い)等</td> <td>25 件</td> <td>(仮称)腰越 3 号緑地</td> <td>他 24 緑地</td> </tr> </tbody> </table>			内 容	件数	施工箇所 [※]	備 考	落石防止網設置修繕等	1 件	(仮称)浄明寺緑地	1 緑地	緑地維持管理(除草)	5 件	浄明寺緑地	他 86 緑地	緑地維持管理(枝払い)等	25 件	(仮称)腰越 3 号緑地	他 24 緑地
内 容	件数	施工箇所 [※]	備 考																
落石防止網設置修繕等	1 件	(仮称)浄明寺緑地	1 緑地																
緑地維持管理(除草)	5 件	浄明寺緑地	他 86 緑地																
緑地維持管理(枝払い)等	25 件	(仮称)腰越 3 号緑地	他 24 緑地																

森林環境譲与税を活用した森林整備							
内容	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境税は、平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、COP21*で成立したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、創設されたものです。 森林環境譲与税は、森林環境税を財源として市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源を譲与されるもので、令和元年度から譲与が開始されました。 用途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されています。 						
方針	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の森林環境譲与税は、台風災害に対する復旧等に充当しましたが、令和 2 年度以降は、現在検討中の民有緑地の維持管理支援策への充当を図ります。 						
取り組みと実績	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方（令和元年度（2019 年度）版）」に基づき、荒廃が進むおそれのある樹林地等の整備を委託し、実施しました。 緑地を適正に維持管理するため、台風による被害等について対応を委託し、実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹伐採、傾斜木、かかり木等の伐採（169 本）</td> <td>常盤山特別緑地保全地区</td> </tr> <tr> <td>倒木処理等</td> <td>（仮称）常盤緑地</td> </tr> </tbody> </table>	内容	施工箇所	竹伐採、傾斜木、かかり木等の伐採（169 本）	常盤山特別緑地保全地区	倒木処理等	（仮称）常盤緑地
	内容	施工箇所					
	竹伐採、傾斜木、かかり木等の伐採（169 本）	常盤山特別緑地保全地区					
倒木処理等	（仮称）常盤緑地						
<p>【令和 2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民有緑地の維持管理支援策の事務執行を円滑にするため、森林環境譲与税を活用し GIS システムの使用環境を整えました。 鎌倉市森林環境譲与税基金条例を制定し、森林環境譲与税基金の運用を開始しました。 令和 2 年度末現在の森林環境譲与税基金の残高は、13,778,000 円です。 							

※国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（平成 27 年（2015 年）12 月開催）

流域の自然環境調査等の推進（検討）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 流域生態系の保全・再生に向けた取り組みを効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために調査を行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 3 月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、「種の地域性に配慮した自然環境の保全・回復」をめざした自然環境調査等を実施する方針を示します。 生物の生息生育環境の向上に係る取り組みを推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑化推進専門委員による調査では、柏尾川では絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られています。 下水道の普及率向上と生態系に配慮した河川の維持管理によって、滑川水系や神戸川水系において、ハゼの仲間やアユ等の魚類が増えたことが確認されています。 市内の緑地等において特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物であるオオハンゴンソウ、アレチウリ、オオフサモ、アブラ・クリスタータなどが確認されています。

自然保護奨励金の交付	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全するために、地域制緑地等の指定地域内の交付対象地(山林・原野・池沼)の手入れを行った所有者に、自然保護奨励金交付要綱に基づき、県が奨励金を交付するものです。 ・市に関連する交付対象地は、「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「風致地区」「保安林」です。
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象地は、(1)自然環境保全地域 (2)国立公園 (3)国定公園 (4)県立自然公園 (5)歴史的風土保存区域 (6)近郊緑地保全区域 (7)特別緑地保全地区 (8)風致地区 (9)保安林です。 ※(8)は、(1)～(7)の地域以外の市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限ります。(9)は、(1)～(8)の地域以外です。 ・奨励金は、8,000円/ha(県東部地域)で、限度額は、40万円(県東部地域)。1ha以上の土地所有者が対象です。 ※平成25年度からは、交付対象緑地の手入れを行った所有者に限り、奨励金が交付されています。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携による事務を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度、県が市内の歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の交付対象地38件(合計面積158ha)に対して奨励金を交付しました。

緑地の管理指針の作成(検討)																														
内 容	・緑地の質の充実をめざした管理指針を作成し、保全すべき緑地の質の充実を図るものです。																													
方 針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画(平成19年策定)にも配慮した、緑地の管理指針と保全管理プログラムを作成します。																													
取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の多くの史跡が将来にわたって適切に保存管理されることが必要であり、史跡ごとの特性に応じた保存管理計画の策定に取り組んでいます。 ・策定した保存管理計画の中で、史跡の保存管理を適切に行うため、自然的調査をもとにした維持管理行為としての必要性の高い植生管理等について、管理方針、管理項目及びその方法を示しました。(策定された保存管理計画については、50頁に記載しています。) ・平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。 <table border="1" data-bbox="387 719 1369 938"> <tr> <td colspan="2">○県による「古都保存法緑地管理指針」等に基づく管理等の概要</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成26年度から令和2年度にかけて、倒木の危険性のある樹木を約2,700本伐採しました。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成28年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。</td> <td></td> </tr> </table> 	○県による「古都保存法緑地管理指針」等に基づく管理等の概要		・平成26年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。		・平成26年度から令和2年度にかけて、倒木の危険性のある樹木を約2,700本伐採しました。		・平成28年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。																						
	○県による「古都保存法緑地管理指針」等に基づく管理等の概要																													
	・平成26年度から、宅地や道路に近い県有緑地の大木について調査を行い、調査結果に基づき、計画的に伐採や枝落としを行っています。																													
	・平成26年度から令和2年度にかけて、倒木の危険性のある樹木を約2,700本伐採しました。																													
・平成28年度からは、契約業者が定期的に巡視点検を実施し、防災に努めています。																														
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度、緑地維持管理事業に関連し、今後の緑地の管理計画をたてるために、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査の予算措置をしました。 ・平成29年6月28日、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定しました。 ・平成30年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 ・令和2年度、「鎌倉市緑地維持管理計画」の年次計画に基づき、緑地の計画的・効率的な管理を図るため、14箇所緑地の中で計32本の枯損木等の伐採、2箇所緑地でフェンスの取替修繕を行いました。 ・令和2年度、県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針に基づき、次の団体が活動しました。 <table border="1" data-bbox="383 1352 1369 1695"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>活動場所</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明月院</td> <td>鎌倉市山ノ内</td> <td>草刈</td> </tr> <tr> <td>北鎌倉湧水ネットワーク</td> <td>鎌倉市大船</td> <td>竹林整備</td> </tr> <tr> <td>山ノ内明月会町内会</td> <td>鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>獅子舞の森を守る会</td> <td>鎌倉市二階堂</td> <td>草刈</td> </tr> <tr> <td>鎌倉常盤山の会</td> <td>鎌倉市常盤</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>山桜を守る会</td> <td>鎌倉市常盤</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>鎌倉峯山の会</td> <td>鎌倉市峯山</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>鎌倉の森を伝え残す会</td> <td>鎌倉市極楽寺</td> <td>環境学習、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>NPO法人鎌倉みどりのレンジャー</td> <td>鎌倉市常盤</td> <td>保全活動</td> </tr> </tbody> </table> 	団体名	活動場所	活動内容	明月院	鎌倉市山ノ内	草刈	北鎌倉湧水ネットワーク	鎌倉市大船	竹林整備	山ノ内明月会町内会	鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)	草刈、竹林整備	獅子舞の森を守る会	鎌倉市二階堂	草刈	鎌倉常盤山の会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備	山桜を守る会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備	鎌倉峯山の会	鎌倉市峯山	草刈、竹林整備	鎌倉の森を伝え残す会	鎌倉市極楽寺	環境学習、竹林整備	NPO法人鎌倉みどりのレンジャー	鎌倉市常盤	保全活動
団体名	活動場所	活動内容																												
明月院	鎌倉市山ノ内	草刈																												
北鎌倉湧水ネットワーク	鎌倉市大船	竹林整備																												
山ノ内明月会町内会	鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)	草刈、竹林整備																												
獅子舞の森を守る会	鎌倉市二階堂	草刈																												
鎌倉常盤山の会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備																												
山桜を守る会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備																												
鎌倉峯山の会	鎌倉市峯山	草刈、竹林整備																												
鎌倉の森を伝え残す会	鎌倉市極楽寺	環境学習、竹林整備																												
NPO法人鎌倉みどりのレンジャー	鎌倉市常盤	保全活動																												
<ul style="list-style-type: none"> ・「古都保存法緑地管理指針」に基づき、令和2年度は次の緑地維持管理事業を実施しました。 <table border="1" data-bbox="383 1733 1369 1899"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件数</th> <th>施工箇所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草刈り、枝払い等</td> <td>61件</td> <td>瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)</td> <td>県による施工</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防止施設等</td> <td>4件</td> <td>大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(長谷五丁目)</td> <td>県による施工</td> </tr> </tbody> </table> 	内 容	件数	施工箇所	備 考	草刈り、枝払い等	61件	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)	県による施工	土砂崩壊防止施設等	4件	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(長谷五丁目)	県による施工																		
内 容	件数	施工箇所	備 考																											
草刈り、枝払い等	61件	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)	県による施工																											
土砂崩壊防止施設等	4件	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(長谷五丁目)	県による施工																											

(これまで策定した史跡保存管理計画)

史跡名称	保存管理計画策定	備考
鶴岡八幡宮境内	策定済(S63.3)	H13.3改訂 H23.12資料編策定
若宮大路	策定済(H18.3)	
荏柄天神社境内	策定済(H19.3)	
建長寺境内	策定済(H18.3)	
瑞泉寺境内	策定済(H19.3)	
鎌倉大仏殿跡	策定済(H19.3)	
覚園寺境内	策定済(H19.3)	
永福寺跡	策定済(S53.3)	H9.10策定の保存整備基本計画に植生管理に関する事項を記載 H23.12資料編策定
法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	策定済(H19.3)	
北条氏常盤亭跡	策定済(H19.3)	
和賀江嶋	策定済(H18.3)	
仏法寺跡	策定済(H20.3)	
一升榭遺跡	策定済(H20.3)	
朝夷奈切通、名越切通、 亀ヶ谷坂、仮粧坂、大仏切通	策定済(H20.3)	
浄光明寺境内・冷泉為相墓	策定済(H20.6)	
寿福寺境内	策定済(H20.6)	
極楽寺境内・忍性墓	策定済(H20.6)	
東勝寺跡	策定済(H20.7)	
円覚寺境内	策定済(H22.3)	

※早期に策定され、植生管理に関する記載がない一部史跡については、近年作成された同様な他の計画における基本的な考え方に基づいた対応をしています。

緑地保全・管理の広域的対応	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 2 月 14 日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域保全計画が変更されました。(国土交通省告示第 130 号、保全計画は、「III 関係資料」に記載しています。) ・平成 18 年度から「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議※」に参画、緑地保全・管理等について、広域的見地からの検討を進めています。 ※座長：涌井史郎 東京都市大学特別教授。以下、「多摩・三浦丘陵広域連携会議」 ・平成 19 年 3 月、多摩・三浦丘陵広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」が確認されました。 ・平成 23～24 年度、県が、緑地管理に関する情報共有等を図り、より質の高いみどり行政を推進するため、横須賀三浦地域の各市町(逗子市、三浦市、横須賀市、葉山町、鎌倉市)の緑地担当者による、「みどり行政連絡会議」を開催し、緑地管理等に関する情報交換、意見交換を行いました。 ・第 2 次一括法の施行に伴う、近郊緑地特別保全地区の買入れ等の事務移譲について、制度の趣旨等を踏まえた国・県・市の適切な役割分担を求め、国県予算・施策等について要望を継続しています。 ・平成 24 年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成 26 年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、管理等を行っています。 ※詳細は、緑地の管理指針の作成(検討)49 ページを参照してください。 ・平成 26～27 年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 ※詳細は、22 ページを参照してください。 ・平成 27 年 7 月、鎌倉風致保存会の理事長が社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の中の「古都保存のあり方検討小委員会」の専門委員に委嘱されました(～平成 28 年度)。 ・平成 28 年 4 月、三浦半島サミットに関連した第 1 回「三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議」が開催され、情報交換及び広域で連携可能な事業について検討を行いました。 ・平成 28 年 12 月、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 ・令和 2 年 11 月 7 日、ウォーキングラリー～その 14～「多摩丘陵の水とみどりを巡り 実りと芸術の秋を感じる」を開催しました(主催：多摩・三浦丘陵広域連携会議)。

(7)都市公園等としての保全・整備等

街区公園	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、最も身近な都市公園です。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくりの計画にあわせて、配置・整備を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末現在、236公園、面積21.71haの街区公園を整備供用しています。 ・令和2年5月25日、岩瀬一丁目公園を供用開始しました。

	～H12年度	H17年度	～H27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
供用開始箇所数 (街区公園総数)	30(197)	－(210)	7(234)	0(234)	1(235)	1(236)
供用面積(ha)	19.5	20.1	21.5	21.5	21.6	21.71

近隣公園・地区公園	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。
取り組みと実績	<p>【近隣公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末現在、2公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計1.4haを供用しています。 ・平成27年4月1日、岩瀬下関防災公園を供用開始しました。 ・平成28年5月1日、笛田一丁目公園を供用開始しました。 <p>【地区公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末現在、2公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計15.4haを供用しています。 ・平成29年度、県作成の「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」に沿って、源氏山公園を都市計画公園・緑地の見直しの対象とすることとし、同見直しの検討状況等について鎌倉市緑政審議会に報告を行い、意見を聴きながら検討を進めました。 ・令和元年11月23日、源氏山公園のトイレを改築し、供用開始しました。 ・令和2年1月28日、源氏山公園のスロープを改修しました。 ・令和2年3月13日、笛田公園の防球ネットを新設、クッションウォールを修繕しました。 ・令和3年3月25日、笛田公園の柵を修繕しました。

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

総合公園	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園を総合公園として整備します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末現在、1公園、面積7.0haの総合公園を整備し、供用しています。 ・平成18年10月27日、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区が「日本の歴史公園100選[*]」に選定されました。 <small>※日本の歴史公園100選は、都市公園法の施行50周年を記念して、「都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会」によって選定されたものです。</small> ・平成21、24、30年度、鎌倉海浜公園で保存展示している江ノ電100形107号「通称・タンコロ」の補修工事を行いました。 ・平成28年4月、経年劣化により、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区の法面が一部崩落し、隣接する道路法面と一体で、県が落石防止対策工事を実施しました。 ・平成29年度、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区において崖崩れがあり、早急に対応する必要があったために、緊急修繕を3件行いました。 ・平成29年度、県作成の「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」に沿って、鎌倉海浜公園を都市計画公園・緑地の見直しの対象とすることとし、同見直しの検討状況等について鎌倉市緑政審議会に報告を行い、意見を聴きながら検討を進めました。 ・平成30年7月上旬に伴う都市計画変更説明会の開催を行いました。 ・平成30年度に定めた都市計画公園緑地見直し方針に沿って、令和元年6月14日に、鎌倉海浜公園金山地区及び飯島地区（一部）の廃止に係る都市計画変更を行いました。 ・令和2年3月24日に、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にあずまやを設置しました。 ・令和3年2月3日に、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区のフェンスを修繕しました。

風致公園・歴史公園	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園拡大区域（風致公園）の整備に取り組みます。 ・散在ガ池森林公園（拡大候補地）の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備に向けて取り組みます。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内（御谷地区）等を将来的に歴史公園として整備します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末現在、4公園（散在ガ池森林公園・鎌倉中央公園・六国見山森林公園・夫婦池公園）、面積計50.1haの風致公園を供用しています。 【鎌倉中央公園】 ・7月1日～8月31日、通常は午前8時30分～午後5時15分である開園時間を、多くの方が利用できるよう午前7時30分～午後6時に延長しました。 ・令和2年3月27日に、新たに木製アスレチック遊具2基を設置しました。 【六国見山森林公園】 ・平成19年4月1日、六国見山森林公園を供用開始しました。 ・平成29年度、ヤマザクラ5本を植栽しました。

取り組み と実績	<p>【夫婦池公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 4 月 1 日、夫婦池公園を供用開始し、同年 4 月 3 日、開園式を行いました。 平成 29 年度、県作成のガイドラインに沿って、都市計画公園・緑地の見直しの対象とすることとし、同見直しの検討状況等について鎌倉市緑政審議会に報告を行い、意見を聴きながら検討を進めました。 平成 30 年 5 月 21 日、追加の供用開始を行いました。 <p>【鎌倉中央公園拡大区域(台峯)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 11 月 16 日に都市計画変更決定(拡大面積 27.5ha)がされ、平成 20 年 1 月 22 日に事業認可を取得しました。 平成 27 年 9 月 29 日、(仮称)山崎・台峯緑地実施設計が確定しました。 平成 29 年 3 月 28 日、都市計画事業の認可を延伸しました(事業施行期間：平成 33 年 3 月 31 日まで)。 平成 30 年 8 月 31 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備(建築)工事において南管理事務所の建築工事を行い、翌年 4 月 26 日に竣工しました。 平成 31 年 4 月 23 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備(土木)工事において危険箇所の整備工事を行い、令和元年 9 月 25 に竣工しました。 令和元年 12 月 13 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(風致公園)整備(土木)工事において南管理事務所の外構工事を行い、翌年 3 月 19 日に竣工しました。 令和元年度、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)用地の一部 1,156.00 m²を取得しました。 令和 2 年 11 月 20 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備(土木)工事において園路等の整備工事を行い、令和 3 年 3 月 17 日に竣工しました。 令和 2 年度、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)用地の一部、13,178 m²を取得しました。 令和 2 年 4 月 14 日、拡大区域(27.5ha)のうち、一部(19.0ha)を供用開始しました。 令和 2 年度末までの用地取得率は、97.8%となりました。 <p>【史跡永福寺跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度、園路整備等を行いました。 平成 24 年度、指定地の一部(234.38 m²)を買い入れました。 平成 24 年度、三堂基壇の整備等を行いました。(平成 25 年 1 月 24 日に、鎌倉市緑政審議会による視察) 平成 25～29 年度、南翼廊基礎、遣水、苑池等の整備を行いました。 平成 28 年 4 月 1 日、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 平成 28 年度、苑池、園路及び広場の整備等を行いました。 平成 29 年 6 月 7 日、整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。
-------------	--

鎌倉中央公園拡大区域(台峯)	～H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
用地取得面積(m ²)	—	—	109,617	94,313	32,211.64	3,468.00	13,178.00

※平成 17 年度、旧土地区画整理事業予定地 10.9ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得

夫婦池公園	～H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
用地取得面積(m ²)	25,051	2,171.93	1,088	1,051.62	—	—	—

※平成 21 年度に夫婦池公園を供用開始しています。

都市林	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地を都市林として整備します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 6 月 28 日、鎌倉広町緑地を都市計画決定(面積 48.1ha)しました。 平成 17 年 12 月 2 日、第 1 工区(35.0ha)の都市計画事業の認可を取得しました。 市民と市が協働で立ち上げた「広町自然観察の会」、「広町田んぼの会」、「広町畑の会」、「広町森の会」、「広町散策路の会」が保全活動を実施し、活動の節目には「田植え祭」、「稲刈り祭」、「藍染教室」、「コンニャクづくり」、「収穫祭」、「自然観察会」等の開催や、学校・福祉団体への収穫物の寄附、学校等の環境学習の受入れ、「自然観察調査報告集」の発行を行いました。これらの活動に対し、作業用具等の貸与、印刷製本、ボランティア保険の加入などの支援を行いました。 平成 24 年度、基本構想の理念に基づき実施設計を確定しました。 平成 25 年 4 月 2 日、第 2 工区(13.1ha)の都市計画事業の認可を取得しました。 平成 25～26 年度に園路等の整備工事を行い、平成 27 年 3 月 20 日に竣工しました。 平成 27 年 3 月 25 日、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 平成 27 年 3 月 31 日、第 1 工区(35.0ha)の都市計画事業認可を延伸しました(事業施行期間：平成 30 年 3 月 31 日まで)。 平成 27 年 6 月、鎌倉の自然を守る連合会が鎌倉広町緑地保全運動史をまとめました。 平成 27 年 4 月 1 日、48.0ha を供用開始し、同年 5 月 15 日、開園式を行いました。 開園後は指定管理者制度を導入し、平成 28 年度から 30 年度まで「鎌倉広町パートナーズ(共同事業帯代表団体:特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体(公財)鎌倉市公園協会)」が維持管理を行うこととしました。 平成 30 年 12 月 26 日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会における審議の結果、平成 31 年度から 36 年度までの指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定しました。 令和 2 年度、「広町自然観察の会」が「鎌倉広町緑地自然観察調査報告集」(Vol. 19)を刊行しました。 令和 2 年度末までの用地取得率は、98.7%となりました。

鎌倉広町緑地	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
用地取得面積(m ²)	63,805.26	136,862.58	68,060.79	2,593.00	—	—

※平成 15 年度に、16.0ha を県市で共同取得しています。

※平成 15 年度に、旧開発事業者所有地 20.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得しています。

※平成 29 年度に、事業認可が終了しています。

都市緑地	
内 容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地等を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、都市公園としての整備・供用を図ります。 ・(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越2号緑地、山ノ内宮下小路緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進します。
取り組みと実績	<p>【山ノ内西瓜ヶ谷緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)を「都市緑地候補地」に位置付けました。 ・平成21年12月16日、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)を都市計画決定し、平成22年4月2日に都市計画事業認可を取得しました。 ・平成29年6月15日、全区域を供用開始しました。 <p>【山ノ内東瓜ヶ谷緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月、緑の基本計画改訂により、(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成29年6月15日、全区域を供用開始しました。 <p>【山崎・台峯緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月、緑の基本計画の改訂により、台保全配慮地区の一部(8.9ha)を「(仮称)山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成23年9月、引き続き一部の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね3年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成24年3月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で土地の一部(3,747㎡)を保全のために買い入れました。 ・平成24年3月、かながわトラストみどり基金により買い入れを希望していた土地のうち、既に平成23年度までに買い入れた部分以外の土地が、同基金により平成24年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成25年3月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で土地277㎡を保全のために買い入れました。 ・平成30年度、都市計画変更手続のための図書を作成しました。 ・平成30年度、都市計画緑地の変更について第69回緑政審議会に報告しました。 ・平成30年度、都市計画の原案を縦覧しました。(公述の申出無し。公聴会中止) ・平成31年2月6日、山崎・台峯緑地(約8.6ha)を都市計画決定し、令和元年7月26日に都市計画事業認可を取得しました。 ・令和元年度、鎌倉市土地開発公社からの買い替えにより5,359.94㎡の用地を取得しました。 ※平成23年9月1日に都市緑地候補地として位置付けする前までの事項は、台保全配慮地区の事業展開としての取り組みと実績です。(42ページを参照) <p>【山ノ内宮下小路緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月、(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地を都市緑地候補地に位置付けました。 ・平成30年度、都市計画決定のための図書を作成し、関係機関との調整をしました。 ・令和元年12月2日、山ノ内宮下小路緑地(約0.31ha)の都市計画を決定しました。 ・令和2年1月21日、都市計画緑地の変更について第73回緑政審議会に報告しました。 ・令和2年4月24日、都市計画事業認可を取得しました(事業施行期間：令和4年3月31日まで)。 ・令和2年度、山ノ内宮下小路緑地用地の一部(477.26㎡)を取得しました。 ・令和2年度、個人及び鎌倉市土地開発公社からの買い替えにより、10,317.45㎡の用地を取得

	<p>しました。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 2 月 5 日、津 2-1 号緑地を廃止し、鎌倉広町緑地に編入しました。
--	--

※平成 20 年度、山ノ内西瓜ヶ谷緑地の旧開発事業者所有地 0.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 21 年度、山ノ内東瓜ヶ谷緑地の旧開発事業者所有地 0.3ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 17 年度、(仮称)山崎・台峯緑地の鎌倉中央公園拡大区域部の旧開発事業者所有地 11.0ha を、平成 26 年度、3.2ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 26 年度、(仮称)山崎・台峯緑地の都市緑地候補地の旧開発事業者所有地 4.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 23 年度、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の旧開発事業者所有地 0.26ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

山崎・台峯緑地	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
用地取得面積(m ²)	1,227	36,396	7,568	6,269.94	10,317.45

景観重要建造物等と一体となった都市公園	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備に向けて取り組みます。 ・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
取り組み と実績 ・ 関係事項	<p>【(仮称)華頂宮公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月27日、旧華頂宮邸^{※1}が、「日本の歴史公園100選^{※2}」に選定されました。 ・平成24年3月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成25年9月から平成28年3月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。 ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、令和2年度は4,205人が来園しました。 ・建物内部は、例年4月・10月の2回(各2日間)公開していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。 ・平成30年3月、低未利用となっている公的不動産の利活用に関する基本的な方針を定めた「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。 <p>【(仮称)扇湖山荘公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月、扇湖山荘^{※1}及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。 ・平成23年6月から平成27年3月まで、(仮称)扇湖山荘整備活用検討会を設置し、整備活用及び暫定利用の検討を行いました。 ・庭園の維持管理について、鎌倉造園界から協力の申出があり、平成24年1月、市と鎌倉造園界で維持管理の協定を締結しました。 ・平成27年8月、今後も継続的に扇湖山荘の公開及び利用を実施するために「扇湖山荘公開等運営会議」を設置しました。 ・平成27年度、扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけました(事業期間は平成28～36年度)。 ・平成29年1月23日、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」に認定しました。 ・平成30年3月、「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘の利活用に向けた基本方針を、自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用(市民への開放を含む)と旧邸宅群の一つのシンボルとして先導的な活用(企業誘致や宿泊施設など)と定めました。利活用にあたっては、低未利用となっているそれぞれの検討状況を踏まえつつ、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。

<p>取り組み と実績 ・ 関係事項</p>	<p>【(仮称)扇湖山荘公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年は11月と3月に庭園を市民に公開していますが、令和2年度は過年度の台風被害及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、庭園の公開は実施しませんでした。  <p>【(仮称)明月荘公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年9月、明月荘^{※1}及びその敷地の現状を踏まえた将来の保存・活用等について、関係する行政機関で、検討を行いました(平成24年度までに7回開催)。 ・平成25年4月に、県と神奈川まちづかい塾が協働で明月荘の保全管理を行う「北鎌倉明月荘県民協働事業協定」が締結されました。 ・平成25～26年度、北鎌倉明月荘県民協働事業協定に基づく神奈川まちづかい塾主催のイベントを後援しました。 ・平成27年3月22日、木造平屋の母屋と茶室2棟が火災により全焼しました。 ・平成27年度、県は、神奈川まちづかい塾との北鎌倉明月荘県民協働事業協定を終了し、今後、他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることを決定しました。 ・県の方針を受け、都市計画公園候補地としての位置づけを見直すことについて、鎌倉市緑政審議会の意見を聴きながら判断することとしています。 <p>【旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月、鎌倉市川喜多映画記念館が開館しました。 ・平成22年9月、旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)を、景観重要建造物に指定しました。 ・別の位置付けを持つ公共施設として整備・公開されたことをもって、平成23年9月、緑の基本計画改訂により、都市公園候補地から除外しました。 <p>※1 旧華頂宮邸、扇湖山荘、明月荘は、緑の基本計画で風致公園の候補地内にあります。</p> <p>※2 日本の歴史公園100選は、都市公園法の施行50周年を記念して、「都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会」によって選定されたものです。</p>
------------------------------------	--

借地公園	
内 容	・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。
方 針	・地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度、材木座たぶのき公園を供用開始しました。 ・平成 22 年度、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成 25 年 10 月、梶原六本松公園の 1, 231. 32 m²を用地取得しました。 ・平成 25 年 10 月、梶原六本松公園の 1, 231. 32 m²を地上権設定契約しました。 ・平成 30 年 12 月 7 日、材木座たぶのき公園にクローバーの種子を蒔きました。

公園施設の長寿命化に係る計画等の作成	
内 容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進展に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・改築などの長寿命化対策を計画的に行うものです。
方 針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進めます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度、91 公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。 ・平成 26 年度、13 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 27 年度、8 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 28 年度、12 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 29 年度、7 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 30 年度、5 公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成 30 年度、278 公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。

公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	
内 容	・都市公園の管理運営の改善と改革を目的として、公園施設の設置や管理への地域住民の参画などのニーズの高まりを踏まえ、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO 法人・中間法人等を広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備する公園についても活用を検討します。 ・指定管理者制度による公園管理を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年度から指定管理者制度を導入しています。 ・鎌倉海浜公園坂ノ下地区にホテル及びレストハウスを設置許可しています。 ・平成 21～25 年度、笛田公園の指定管理者に三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社を、その他の都市公園の指定管理者に鎌倉市公園協会を選定しました。 ・平成 26～30 年度、笛田公園の指定管理者に三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社を、その他の都市公園の指定管理者に鎌倉市公園協会を選定しました。 ・平成 27 年 3 月 25 日、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 ・鎌倉広町緑地は、開園後は指定管理者制度を導入し、平成 28 年度から 30 年度まで「鎌倉広町パートナーズ(共同事業帯代表団体:特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体(公財)鎌倉市公園協会)」が維持管理を行うこととしました。 ・平成 30 年 12 月 26 日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会の審議の結果、平成 31 年度から 36 年度までの指定管理者として、笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、その他の都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地は鎌倉広町パートナーズを指定しました。

(8) その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備							
内容	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。						
方針	・まちづくり空地の設置を誘導します。						
取り組みと実績	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに次の位置に整備しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置した位置</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小町一丁目 319 番 1 ほか 4 筆</td> <td>90.455</td> </tr> <tr> <td>大船一丁目 316 番 81 ほか 1 筆</td> <td>3.37</td> </tr> </tbody> </table> <p>※まちづくり空地は、基本的に開発事業者(又は土地所有者等)が、歩道状空地として管理するものです。</p>	設置した位置	面積 (㎡)	小町一丁目 319 番 1 ほか 4 筆	90.455	大船一丁目 316 番 81 ほか 1 筆	3.37
設置した位置	面積 (㎡)						
小町一丁目 319 番 1 ほか 4 筆	90.455						
大船一丁目 316 番 81 ほか 1 筆	3.37						

	～H12年 度	～H17年 度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
整備件数(件)	33	19	12	9	8	1	2
累計整備件数(件)	33	52	64	73	81	82	84
整備面積(㎡)	1,252	423	184	120	106	10	94
累計整備面積(㎡)	1,252	1,675	1,859	1,979	2,085	2,095	2,189

※商業系地域以外での歩道状空地の整備を含めた実績です。

遊歩道等の整備	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能をもたせます。 ・既設ハイキングコースに加え丘陵地や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・河川周辺のプロムナード化の推進等既設のハイキングコースに加え都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源とのつながりを考慮した遊歩道等の整備・充実を図ります。 ・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月13日、砂押川プロムナードの桜12本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。 ・令和元年9月30日、市道027-000号線 常盤863番地 先で既存の歩道の拡幅(45m)を行いました。 ・令和元年12月23日、市道038-000号線浄明寺六丁目2番 先で既存の歩道の段差等の改善(10箇所)を行いました。 ・令和2年3月16日、市道053-000号線 岡本一丁目5番 先で歩行者の円滑な通行の確保(63m)を行いました。 ・令和2年3月27日、県道304号(腰越大船) 台三丁目2番地先外で歩道162mを新設しました。 ・令和2年4月28日、県道304号(腰越大船) 小袋谷一丁目7番地先外で歩道315mを新設しました。 ・令和3年2月9日、市道213-010号線大船三丁目17番 先で既存の歩道の段差等の改善(10箇所)を行いました。 ・令和2年2月5日～3月31日、令和元年台風第15号及び19号で被害を受けた、葛原岡・大仏ハイキングコースの葛原岡神社～大仏坂間の復旧作業を行いました。 ・令和2年12月15日、天園ハイキングコースに転落防止柵の設置を行いました。 ・令和2年3月17日から6月30日、令和元年台風第15号及び19号で被害を受けた、葛原岡・大仏ハイキングコースの葛原岡神社～浄智寺間並びに天園ハイキングコースの天園～今泉台四丁目間及び今泉台六丁目公園～覚園寺間の復旧作業を行いました。 ・令和3年3月20日、葛原岡・大仏ハイキングコースの危険木等の処理を行いました。

歩道の整備	～12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
路線数	2	8	11	23	5	2	4 (1)
箇所数	70	8	11	190	39	16	22 (10)
歩道の整備	R2年度						
路線数	4 (3)						
箇所数	34 (24)						

※箇所数は段差等の改善を含む。

※()は観光課実施

(9) 緑の創出に係る法制度

緑化地域	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域での敷地面積 300 m²以上の建築物を対象とします。 緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が 10%、その他の市街化区域が 20%とします。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 3 月、緑化地域の指定の方針などについて、市ホームページに掲載するとともに、建築行為などをご計画の方に向けたパンフレットを配置し、以降、開発等に際して将来的な指定への協力をお願いしています。 平成 22 年度、緑化地域の候補地、緑化率等の検討資料を作成することを目的に、指定の取り組みに必要となる地域の建築動向、建築緑化の現状等の基礎的な調査を行いました。 平成 23 年 11 月、緑化地域を指定している、または指定をめざす自治体により、(仮称)緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、取り組みの状況等について、鎌倉市から報告を行いました。(同会による議決を経て、「緑化地域連絡会」が発足し、鎌倉市も同会に参画しています。) 平成 24 年 11 月、緑化地域連絡会が横浜市で開催され、指定に向けた課題等について、鎌倉市から報告を行いました。 平成 25 年 11 月、緑化地域連絡会が東京都世田谷区で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 平成 26 年 11 月、緑化地域連絡会が愛知県豊田市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 平成 28 年 10 月、緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 平成 30 年 11 月、緑化地域制度連絡会が横浜市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。なお、当会の規約が変更され、連絡会は 2 年に 1 回開催するものとなりました。

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	・風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方針	・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 5 月、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に関連し、樹木選定参考図・樹木の支柱規格参考図を市ホームページに掲載しました。 ・令和 2 年度、開発事業区域内で 60 件の緑化協議を行いました。 ・令和 2 年度、コインパーキングの設置に伴い 13 件の緑化協議を行いました。  <p>コインパーキング設置に伴い設置された緑化（扇ガ谷）</p>

	～H12 年 度	～H17 年 度	～H22 年 度	～H27 年 度	～H29 年 度	～R 元年 度	R2 年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	321	357	335	395	175	168	60

	H20～22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
コインパーキング設置に伴う緑化協議数(件)	19	72	48	39	13

市民緑地設置管理計画認定制度	
内容	・民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用するものです。
方針	・緑化重点地区内で、地域の住民団体等からの認定申請に基づき対応します。

○緑化重点地区の設定による事業の展開

<p>緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定めて、公共公益施設の緑化などの緑化施策を講じるものです。 ※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画により設定するもので、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。 ※将来的な緑化地域指定の重複は妨げないものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」を緑化重点地区として設定し、まちづくり事業等と連携した取り組みを推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の主な取り組みとその関連事項の内容は次のとおりです。

地区	近年の主な取り組みとその関連事項
鎌倉駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度、鎌倉駅東口駅前広場の交通実態把握、広場整備に向けた基本計画・基本設計の作成を目的とした交通量調査等業務委託を行いました。 ・令和元年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 ・令和元年度にかまくら桜の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、2,400 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 ・令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定土に委託し、若宮大路のマツ 250 本を剪定しました。 ・平成 29 年 12 月、鎌倉駅西口駅前時計台広場の再整備に関する整備方針(素案)への意見募集を行いました。 ・平成 30 年 12 月、鎌倉駅西口駅前時計台広場の整備の実施設計を行いました。 ・令和元年 8 月 2 日、鎌倉駅西口駅前時計台広場の工事を開始し、令和 2 年 4 月 28 日に竣工しました。 ・平成 30 年 12 月 21 日、鎌倉駅東口駅前広場の再整備工事に係る議会の承認を得て、工事をを行い、令和 3 年 2 月 5 日に竣工しました。
深沢地域国鉄跡地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月、鎌倉市公的不動産利活用推進方針を策定し、市役所本庁舎の移転先を「深沢地域整備事業用地(行政施設用地)」と決めました。 ・平成 30 年 10 月に「鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会」を設置し、コンセプトの具体化とコンセプトに沿ったまちづくりの実現に向けた検討を開始しました。 ・令和 2 年 3 月、「深沢地域整備事業の土地利用計画(案)」を作成しました。 ・令和 2 年 3 月、鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会から、実現化施策の検討、まちづくりの推進体制、防災の拠点を支えるためのまちづくりの考え方や備えるべきまちの機能等について答申を受けました。 ・令和 2 年 7 月に「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置し「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン」の検討を開始しました。 ・令和 3 年 3 月、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会から「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン基本方針」について答申を受けました。

大船駅 周辺地区	<p>【鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月13日、砂押川プロムナードの桜12本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。
-------------	---

(10) 公共施設の緑化

道路の緑化	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 公園、河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 今後の都市計画道路などの整備にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行います。
取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から手広西ガ谷住宅街路で老木化したケヤキをクロガネモチに順次植え替えており、平成29年度は1本実施しました。 令和元年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ250本を剪定しました。 令和3年1月13日、砂押川プロムナードの桜12本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。 令和3年3月10日、三菱電機株式会社情報技術総合研究所からの寄附により、砂押川プロムナードに桜（ジンダイアケボノ8本）を植樹していただきました。

	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
植栽本数(本)	12,768	40	541	264	3	0	8

	～H22年度	H23～27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
街路樹の路線数(線)	71	71	141	70	70

河川環境の整備	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市が管理する準用河川及び雨水幹線などの親水対策について、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の改善と合わせて歩行空間の確保、改善を図るため、砂押川プロムナード(第2期区間)の整備の検討を行いました。 【砂押川桜保全再生の取り組み(計画の策定と実施)】 (内容) ・昭和11年、松竹大船撮影所が大船に移転したことを記念して植えられた桜並木を保全再生するため、市と住民、関係者が協力し、既存樹木の再生治療や維持管理を行おうとするものです。 (方針) ・「砂押川桜保全再生計画」に基づき市と住民、関係者が協働して保全再生、管理を行います。 ・令和3年1月13日、砂押川プロムナードの桜12本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。 ・令和3年3月10日、三菱電機株式会社情報技術総合研究所からの寄附により、砂押川プロムナードに桜(ジンダイアケボノ8本)を植樹していただきました。 【その他】 ・鎌倉市緑化推進専門委員による調査では、柏尾川では絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られています。 ・下水道の普及率向上と生態系に配慮した河川の維持管理によって、滑川水系や神戸川水系において、ハゼの仲間やアユ等の魚類が増えたことが確認されています。 ・市内の緑地等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物であるオオフサモ、アゾラ・クリスタータなどが確認されています。 ・滑川下流(延命寺橋～閻魔橋)において、10年以上見られなくなっていたイタチの足跡が確認されました。(餌資源が競合するアライグマ防除の効果と考えられます。)

公共建物等の緑化	
内 容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての公共建物敷地等を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。
取り組みと実績	【令和2年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし

公共建物緑化	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
植栽本数(本)	2,679	61	1,583	91	5,147	—	—

※平成20～21、23、24年度は樹木の植栽の実績がありません。

鎌倉山桜並木保存計画	
内 容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病害虫の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方 針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉山桜並木調査を平成6年度に実施し、それに基づき、引き続き天狗巣病枝含む枝下ろし等の管理行為を行っています。 ・平成25年3月、地域住民の手により、ヤマザクラ(34本)が各々の敷地内に植栽されました。 ・令和2年3月25日、ヤマザクラの古損枝処理(枝落し)34本を行いました。

	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
実施(本)	133	592	290	29	68	12
実施内容	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等

(11) 市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。 ・市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象としています。 ・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率 1/2)します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年 6 月 30 日までは、「いげき設置奨励事業」、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部への高木植栽等についても助成の対象とするなど制度を充実させました。 ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を平成 19 年 3 月 27 日付で一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実させました。 ・平成 22 年度まで、神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金(15 件 519,000 円:累計)を得て事業を執行しました。 ・平成 29 年 4 月、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットを改定し、危険ブロック塀等補助金との連携、予算の範囲内で申請を受け付ける旨等について追記等しました。 ・平成 30 年 5 月 2 日、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(以下「市補助金要綱」という。)が改正となり、新たに法令遵守の条文が追加となったことから、「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」一部を改正しました。 ・平成 30 年度、所有者が良好な管理を行うにあたり、生け垣の特性により成長速度、管理が異なることについて周知を図るため、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットに樹種の紹介として記載している樹木表の成長欄について現行の 2 段階から 3 段階表示に細分化して示すとともに、「緑化の内容」説明項目に樹木の成長を考慮した配置及び管理に関する注意を追記する方針をたてました。 ・令和 2 年 2 月 7 日、(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部 支部講習会で、事業の説明を行いました。 ・令和 2 年度、15 件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が 2/3 となる接道緑化の補助件数は 5 件でした(危険ブロック塀対策事業補助金の交付決定を受けて 1 年以内にこれに替わる緑化をしたためが 4 件、自主まちづくり計画策定地区のためが 1 件)。 ・令和 2 年度までに助成した、接道緑化の総延長は、25,170.04m です。

	H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
補助金交付件数(件)	49	31	130	71	29	23	15
植栽延長(m)	699.5	369.7	1,579.9	837	303.8	281.05	194.34
植栽本数(本)	1,930	927	4,216	2,230	863	731	180

自主まちづくり計画策定地区等での緑化	
内容	・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などでの緑化を誘導するものです。
方針	・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区、鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で緑化の取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を2/3としています。
取り組みと実績	・景観形成地区の内3地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行っています。 ・鎌倉山地区(自主まちづくり計画策定地区)で、鎌倉山桜並木保存計画に基づく桜並木の管理行為を行っています。 ・平成29年2月、大平山地区で緑化に関する方針を定めた地区計画を指定しました。 ・平成31年2月6日、大平山地区の範囲を拡大、大平山丸山地区地区計画に名称を改め、緑化に関する方針を定めた地区計画を指定しました。

緑化に関する地区計画が定められた区域(接道緑化の補助率2/3)				
	地区計画名	都市計画決定年月日	面積	備考
1	十二所積善地区	平成4年12月15日	2.7ha	
2	大町六丁目地区	平成9年4月28日	0.4ha	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成13年8月13日	11.2ha	
4	台亀井地区	平成15年4月25日	3.3ha	
5	大船高野地区	平成15年12月24日	1.9ha	
6	笛田三丁目地区	平成16年12月16日	0.7ha	
7	十二所積善第2地区	平成24年2月20日	0.3ha	
8	腰越五丁目地区	平成26年7月31日	0.8ha	
9	大平山丸山地区	平成31年2月6日	33.6ha	

景観形成地区(接道緑化の補助率2/3)			
	地区名	地区指定年月日	備考
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏)地区	平成10年7月10日	※1、3、4の計3地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行いました。(H19.1.1)
2	浄明寺胡桃ヶ谷地区	平成11年1月11日	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成14年4月15日	
4	由比ガ浜中央地区	平成17年1月28日	

緑化に関する記載がある自主まちづくり計画策定地区(接道緑化の補助率2/3)			
	まちづくり市民団体名	計画提案年月日	
1	大町二丁目の環境を考える会	平成9年3月5日	
2	長谷二丁目街づくり協議会	平成11年2月23日	
3	鎌倉山町内会	平成12年4月11日	
4	谷際自治会	平成12年9月6日	
5	大町六・七丁目自治会	平成15年8月26日	
6	笹目街づくりの会	平成16年3月9日	
7	西鎌倉山自治会五期地区	平成19年8月3日	
8	花とみどりの由比ガ浜まちづくり会	平成20年10月6日	
9	富士見町町内会	平成21年1月26日	
10	塔之辻まちづくり委員会	平成22年8月25日	
11	緑と海風、由比ガ浜まちづくりの会	平成22年11月19日	
12	梶原山町内会まちづくり委員会	平成24年3月26日	
13	鎌倉宇都宮辻子幕府跡周辺地区のまちづくりの会	平成30年11月22日	

地域提案型の公共施設の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> さまざまなまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度、財団法人三菱 UFJ 環境財団により、野村総合研究所跡地内に 50 本の樹木(ヤブツバキ 42 本、アーモンド 8 本)が植栽されました。 平成 20～21 年度、玉縄桜をひろめる会により、玉縄桜の苗木が、JR 大船駅西口前の県道阿久和・鎌倉線に植栽されました。(その他にも、同会により市内に玉縄桜が植栽されています。合計 44 本。) ※玉縄桜：県立フラワーセンター大船植物園で「染井吉野」実生から選別育成し、平成 2 年に種苗登録された早咲きのサクラです。気温の低い時期に開花するので鑑賞期間が長いのが特徴です。 令和元年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 令和元年度にかまくら桜の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、2,400 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 250 本を剪定しました。 令和元年度、鎌倉駅西口駅前広場整備工事において、鎌倉同人会から鎌倉桜「桐ヶ谷」の寄贈を受け、広場内に植えつけを行いました。 令和元年度に市民活動団体と市による相互提案協働事業にて採択された梶原山住宅街路のツツジの補植は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い市の財源がひっ迫したため、令和 3 年度に延期しました。

オープン・ガーデンの支援(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 笹目町や大町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 平成 26～令和元年度、オープン・ガーデンの実施主の 1 名が参加費の一部を鎌倉風致保存会へ寄附しています(令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、実施しませんでした)。  <p>個人宅で実施されているオープン・ガーデン</p>

(12) 緑化推進団体等の育成と連携

トラスト運動との連携	
内 容	・鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるものです。
方 針	・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉風致保存会への助成及び風致保存基金積立金の寄附を行っています。 ・鎌倉風致保存会による樹林管理のボランティア活動が実施されています。 ・鎌倉風致保存会等と連携して、鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で、「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。(令和2年度までに31回開催) ・平成9～26年度、鎌倉風致保存会と連携して「みどりの環境感謝の日」として緑地管理作業等を継続して実施しました。 ・平成27～令和2年度、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に「かまくら里山フェスタ」を開催しています(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から中止)。 ・平成30年2月24日、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーと鎌倉風致保存会が協働で(仮称)常盤山緑地で緑地管理作業を行いました。 ・県が、トラスト緑地として、鎌倉坂ノ下緑地(2.35ha)、鎌倉今泉緑地(0.31ha)を保全管理しています。 ・鎌倉風致保存会がトラスト緑地として取得したことにより、御谷山林(1.57ha)、笹目緑地(1.18ha)、十二所果樹園(5.04ha)、坂井家住宅緑地(0.32ha)が保全されています。 【平成15年度】 ・平成15年12月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で鎌倉広町緑地の一部(15.96ha)を保全のために買入れました。 【平成17年度】 ・平成18年1月、鎌倉風致保存会が、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域内の十二所果樹園(5.04ha)を、緑地保全のために取得し、維持・管理しています。 【平成20年度】 ・平成21年1月、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね3年間に買入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 【平成21年度】 ・平成22年2月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、同基金により平成22年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 【平成22年度】 ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(1,227㎡)を保全のために買入れました。 【平成23年度】 ・平成23年9月、(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね3年間に買入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成24年3月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地が、同基金により平成24年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成24年3月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(3,747㎡)を保全のために買入れました。

	<p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地の土地 277 ㎡を、保全のために買入れしました。 <p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 4 月、鎌倉風致保存会が、寄附により扇ガ谷の歴史的風土保存区域内の土地 2,611 ㎡と建物 118 ㎡を取得し、会の事務所として使用しながら、将来の一般公開を目指して建物の修繕や庭園の整備を進めています。 <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月、鎌倉風致保存会が、寄附により扇ガ谷の歴史的風土保存区域内の土地 578 ㎡と建物 269 ㎡を追加取得し、将来の一般公開を目指して建物の修繕や庭園の整備を進めています。 平成 27 年 11 月、鎌倉風致保存会が、(公財)都市緑化機構が実施している第 35 回緑の都市賞で「都市緑化機構会長賞」を受賞しました。 <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度、鎌倉風致保存会が「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」に参画し、市と連携して記念事業を実行しました。 平成 28 年 11 月、緑化まつりの一環として、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に小学生を対象に行った古都・緑の普及啓発イベント「かまくら里山フェスタ」(鎌倉風致保存会・鎌倉市古都保存法 50 周年記念事業実行委員会共催)に鎌倉市緑化まつり実行委員会が出展しました。 平成 28 年 6 月、鎌倉風致保存会が美し国づくり景観大賞・特別賞(NPO 法人美し国づくり協会主催)を受賞しました。 平成 28 年 10 月、鎌倉風致保存会が平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰を受賞しました。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 10 月 5 日、かまくら桜の会が鎌倉歴史文化交流館へ桐ヶ谷桜を 2 本植樹しました(かながわトラストみどり財団「平成 29 年度ふれあい緑化事業」の実施による)。 かながわトラストみどり財団の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、461,000 円の助成を得ています。 <p>【平成 30 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> かながわトラストみどり財団が、「地域緑化活動助成事業」の実施要領を制定し、市内のみどりの実践団体に対しても周知を図りました。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> かながわトラストみどり財団が、市内のみどりの実践団体に「地域緑化活動助成事業」の対象として活動支援しました。 かながわトラストみどり財団では、県内のみどりを後世に伝え、守っていくために、その一環として、新たな令和の時代に魅力あるかながわのみどりや森林におけるパワースポット 10 箇所、癒やしスポット 26 箇所を選定し、それらを巡ることにより、新たなみどりを発見する「フォトラリー」を実施しています。市内では、パワースポットに六国見山、癒やしスポットに鎌倉広町緑地が選定されています。 鎌倉風致保存会が所有する国登録有形文化財(建造物)「坂井家住宅洋館」の老朽化が進んだ屋根と外壁について、文化庁所管の文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)、及び神奈川県と鎌倉市の補助金を活用し、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業として、修繕を行いました。建物の美観が向上したことから、法令の範囲内で建物及び庭園の活用を進めます。
--	---

	<p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かながわトラストみどり財団が、市内のみどりの実践団体に関し、感染症対策を講じて十分留意した活動を前提に「地域緑化活動助成事業」として活動支援しました。 ・同財団では、県内のみどりを後世に伝え、守っていくために、その一環として、かながわのみどりや森林におけるパワースポット(市内では六国見山)、癒やしスポット(市内では広町緑地)県内36箇所を巡る「フォトラリー」を実施しました。
--	---

	～H12年度 ※	～H17年 度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	～R元年 度	R2年度
風致保存基金積立金及び運営補助金(千円)	218,670	106,961	176,645	59,610	23,028	28,637	15,064

※平成8年度から平成12年度までの累計数値です。

	H17年度※1	～H22年度	H23～26 年度※2	～H30年度	R元年度	R2年度
みどりの環境感謝の日参加人数(人)	68	377	165	鎌倉風致保存会がかまくら里山フェスタ※3を実施	-	-

※1 17年度は史跡永福寺跡のみの参加人数。※2 平成24年度は雨天中止。※3 下表参照。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
かまくら里山フェスタ参加人数(人)	215	276	雨天中止	353	雨天中止	新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から中止

II 計画推進の取り組みと実績
2. 制度・事業別の取り組みと実績

ふれあい緑化事業*	年度	実施箇所	実施主体
	H26	鎌倉中央公園	鎌倉市公園協会
		天園ハイキングコース	市
	H27	砂押川プロムナード	砂押川プロムナード桜愛護会
		鎌倉宮	かまくら桜の会
	H28	本覚寺	かまくら桜の会
	H29	鎌倉歴史文化交流館	かまくら桜の会
	H30	-	-
R元	-	-	
R2	-	-	

※かながわトラストみどり財団による支援事業

	年月日	みどりの実践団体	活動実績
地域緑化活動助成事業*	令和2年10月29日 令和2年11月2日	玉縄城址まちづくり会議	「鎌倉の蝶」講演、「玉縄城址の自然」映像ドキュメント、「台峰の野鳥」「里山の循環」「稲村ヶ崎の山のでっぺん」シンポジウムで構成する10月29日セミナー開催。参加17人、苗木配布。 11月2日茶ノ木8本植樹。22人参加。
	令和2年11月19日	かまくら桜の会	二階堂の鎌倉宮に桐ヶ谷桜15本を神苑に神社関係者ととも植樹を行い、今後も手入れを行います。感染症対策のため参加人数を減らし15人が注意しながら活動しました。
	令和2年6月20日 ～3年3月20日	北鎌倉湧水ネットワーク	感染症対策の活動自粛、長雨と酷暑やスズメバチなどの影響下、活動は大幅に制約を受けたが、若い世代の参加により、一昨年の台風の被害木処理をほぼ終え、その跡にはヤマザクラ30本、ヤマアジサイ80本、ドウダンツツジ10本、クリ5本、ビワ4本、エゴノキ3本、クスギ2本計134本植樹。延べ350人が参加。
	令和2年4月16日 ～3年3月27日	鎌倉常盤山の会	常盤山一帯の固有植物を保全するため、侵入竹の除伐等整備を継続して行い、かつての里山を想像できるようになった。常盤町内会と連携を深め、年間54日間、延べ459人が参加（県・市の交付金活動含む）。

※かながわトラストみどり財団の地域におけるみどりの愛護と創造を推進する「みどりの実践団体」の活動を支援する事業

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
緑地等指定事業助成金（千円）	1,346	1,002	133	247	461	572
	R元年度	R2年度				
緑地等指定事業助成金（千円）	912	917				

※市町村等が緑地等の所有者の同意を得て行う保全のための指定または借り入れ事業

緑のレンジャー					
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。 				
概 要	<table border="1"> <tr> <td>ジュニアレンジャー</td> <td>小学校4・5年生を対象に、毎月第2土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。</td> </tr> <tr> <td>シニアレンジャー</td> <td>市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者を対象に、1年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。</td> </tr> </table>	ジュニアレンジャー	小学校4・5年生を対象に、毎月第2土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。	シニアレンジャー	市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者を対象に、1年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。
	ジュニアレンジャー	小学校4・5年生を対象に、毎月第2土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。			
シニアレンジャー	市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者を対象に、1年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。				
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。 ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施します。 				
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成20年度から公的な緑化推進団体への委託により運営しており平成20～令和2年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い市の財政がひっ迫したため、事業を中止としました。 ・平成27年4月、緑のレンジャー(シニア)のOB・OGから成る自主活動グループが、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーとして県に認証され、平成27年5月、設立総会が開かれました。 ・平成29年6月、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーが、長期にわたり緑地の保全事業を行ってきたことに対し、第28回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。 ・平成30年2月、鎌倉風致保存会及びNPO法人鎌倉みどりのレンジャーが協働で緑地管理作業等を(仮称)常盤山緑地で行いました。 ・寺分一丁目特別緑地保全地区内のアジサイの名所となっている土地で、アジサイ等の管理を行っています。 ・令和2年1月18日、みどり課長が「緑のレンジャー・シニア」講座最終講義で、緑のボランティア活動への支援メッセージを送りました。 <div data-bbox="837 1512 1353 1899" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">緑のレンジャー(シニア)による活動</p>				

	～H12年度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	～R元年 度	R2年度
ジュニア参加者(人)	216	33	127	184	96	72	-
シニア参加者(人)	119	29	57	81	37	36	-
自主活動延参加者(延人)	876	493	1,620	1,664	764	761	-

・シニアレンジャーの事業は平成8年度から実施しています。

公園愛護会・街路樹愛護会	
内 容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方 針	・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施します。 ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及に努めます。
取り組みと実績	・令和2年度末現在、公園愛護会として90団体が、街路樹愛護会として20団体が登録しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。 ・令和2年度、鎌倉市公園協会による公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした連絡会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 ・令和3年1月13日、砂押川プロムナードの桜12本の整枝剪定・枯れ枝等の伐採を行いました。 ・令和3年3月10日、三菱電機株式会社情報技術総合研究所からの寄附により、砂押川プロムナードに桜（ジンダイアケボノ8本）を植樹していただきました。

	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
公園愛護会の参画する公園数	128	153	153	153	155	156
街路樹愛護会の参画する路線数	27	37	38	38	37	37
	R元年度	R2年度				
公園愛護会の参画する公園数	157	157				
街路樹愛護会の参画する路線数	37	35				

市民緑地愛護会	
内 容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。
方 針	・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。
取り組みと実績	・平成19年10月23日開催の第40回鎌倉市緑政審議会に、市民緑地契約の締結の施策方針案を報告しました。 ・平成21年3月30日に「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定しました。 ・平成24年4月、植木1号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されました。 ・平成30年5月、玉縄城緑地愛護会が、第29回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。

市民緑地愛護会名称	設立	会員数(平成30年度末現在)	対象とする市民緑地	備考
玉縄城緑地愛護会	平成24年度	26名	植木1号市民緑地	

緑地保全・緑化推進法人	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体が緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)として緑地の保全や緑化の推進を行うものです。 ・民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な緑化推進団体である緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)の育成を図ります。

○緑化推進団体の育成による事業の展開

公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。 ・連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路樹などを地域住民が自発的に維持管理している「公園愛護会」、「街路樹愛護会」などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図るものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、地域の緑化推進団体の育成・連携を推進します。 ・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会、緑のレンジャー、(仮称)緑地愛護会等については、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図る方向性を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から、「緑の学校」等の緑化啓発に関する業務を、公的な緑化推進団体に委託することとし、平成 20～30 年度及び令和 2 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。(令和 2 年度までに 31 回開催) ・平成 28 年 8 月、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を出展するための協定書を同団体と締結しました。 ・平成 28～29 年度、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を横浜公園に出展しました(出展期間：平成 29 年 3 月 25 日～6 月 4 日(72 日間))。 ・市が所有する緑地の維持管理・整備にボランティア活動として取り組んでいる地域の方々の活動を支援するため、市がボランティア保険に加入しています。 ・毎年秋に鎌倉広町緑地で、「広町 5 つの会」を中心として成立した収穫祭実行委員会の主催による収穫祭を行っています。

令和2年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・鎌倉中央公園で田畑の保全を目的とした農作業体験事業を79回開催し、延べ687人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で「雑木林体験事業」を18回開催し、延べ153人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で綿の種まきなどの「農芸体験事業」を7回開催し、延べ43人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で野鳥観察などの「生態系保全体験事業」を12回開催し、延べ88人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園で「植物育成体験事業」を開催し、26人が参加しました。
- ・令和2年4月29日、「わくわく花フェスタ」を鎌倉海浜公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年4月25日～5月6日、鎌倉中央公園でこいのぼりを掲揚する予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年7月18日、「夏まつり」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年7月18日、「小盆栽の展示・即売会」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年7月18日～19日、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年10月25日、「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催で鎌倉中央公園にて開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年5、7、11月、鎌倉中央公園で「お茶席」を開催予定でしたが、いずれも新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和2年11月20日～12月25日、クリスマスツリーの飾付け展示を行いました。
- ・令和2年12月18日～令和3年1月8日、門松の飾付け設置を行いました。
- ・令和3年1月14日、「春の七草粥とどんど焼き」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・令和3年3月6日、「運動教室（太極拳）」が鎌倉中央公園で開催され、18人が参加しました。
※各種講習会については82ページに掲載しています。
- ・鎌倉市のグリーンバンク制度は廃止し、鎌倉市公園協会の自主事業としてグリーンバンク制度を運営しています。

令和2年度に実施した鎌倉風致保存会による関連事業

- ・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、史跡及び寺社所有緑地等で実施している、会員やボランティアによる維持管理作業は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、すべて中止としましたが、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、活動範囲を限定し、新型コロナウイルス感染症への対策を講じたうえで、十二所果樹園で8回、御谷山林で3回、合計11回、延べ131人が参加し、事務局主催の活動として実施しました。坂井家住宅緑地は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土保存区域に位置し、JR横須賀線の車窓からも望むことができ、鎌倉の玄関口でもある扇ガ谷の景観でもあることから、きめ細やかな維持管理作業を行っており、令和2年度は、近隣にお住いの会員有志の方の参加を前提として、合計16回、延べ92人が参加し、草刈や花壇の手入れなどを行いました。
- ・緑地保全のため平成18年1月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場となるよう維持・管を行い、平成20年度から通年開園してきましたが、令和元年房総半島台風等により、甚大な被害を受け、散策路沿の崖が崩落したことから園内の通り抜けを禁止しました。令和2年度末に散策路に崩落した土砂の撤去と散策路の整備が完了したことから、通行止めを解除し園内の通り抜けが可能となりました。新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、十二所果樹園での梅の実の即売会、家族で栗拾いは実施しませんでした。
- ・建造物等保全事業として、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、平成21年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理費の一部を助成してきました。これまで、所有者の協力を得て春・秋各1日、一般公開を行ってきましたが、所有者が、景観の維持を前提として、改修しても既存の建物を活かす方針で考える方を対象に売却先を探していることから、この状況を見守ることとして、令和2年度は一般公開を行いませんでした。
- ・普及啓発事業として、市立中学校の3年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を行う中学生ボランティアは、新型コロナウイルス感染症への対応による不参加が5校で、3校の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため、3校とも実施を取りやめ、このうち1校では、オンラインにて鎌倉のみどり保全についての講義を全生徒に向けて行いました。
- ・令和2年11月23日に御谷山林において開催を予定していた「かまくら里山フェスタ」は新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から中止としました。
- ・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、会員会報の発行などを実施しています。
- ・鎌倉風致保存会の会員数は、令和3年3月末で353人です。
※鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人となり、平成24年2月16日付で税額控除団体となっています。

	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
鎌倉風致保存会会員数（人）	581	457	404	397	384	382
	R元年度	R2年度				
	363	353				

(13) 古都鎌倉の緑の知識の普及

緑の学校等講習会																																	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> 緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑に係る講習会、樹木の剪定講習会などを開催するものです。 																																
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 市民ボランティアの技術の向上に向けた各種講習会の充実に努めます。 緑の学校・緑のレンジャーの受講修了者等を対象に緑に係る講習会を実施し、地域住民の自発的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成します。 現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。 																																
取 り 組 み と 実 績	<p>【緑の学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の学校の受講修了者等に対する講習会の開催や、緑のレンジャーの自主活動との連携を通じて、地域緑化指導者の育成を図っています。 緑の学校や緑のレンジャーは、平成 20 年度から民間への委託により運営されており、平成 20 年度～令和 2 年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 平成 23 年度から、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所 理事長兼所長)を講師として招き、年 3 回の講義を担当していただいています。(第 1 回、第 3 回、第 8 回) 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い市の財政がひっ迫したため、事業を中止としました。 緑の学校修了者の会一覧 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>修了年度</th> <th>サークル名</th> <th>修了年度</th> <th>サークル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H12 年度</td> <td>かまくら緑の会 2000</td> <td>H25 年度</td> <td>2013 鎌倉みどりの会</td> </tr> <tr> <td>H15 年度</td> <td>2003 みどりの会</td> <td>H26 年度</td> <td>14 鎌倉みどりの会</td> </tr> <tr> <td>H16 年度</td> <td>04 鎌倉ミドリの会</td> <td>H27 年度</td> <td>15 鎌倉みどりの会</td> </tr> <tr> <td>H17 年度</td> <td>鎌倉 05 緑の会</td> <td>H28 年度</td> <td>16 みどりの会</td> </tr> <tr> <td>H19 年度</td> <td>07 みどりの会</td> <td>H29 年度</td> <td>17 みどりの会</td> </tr> <tr> <td>H23 年度</td> <td>みどりの会 2011</td> <td>H30 年度</td> <td>18 みどりの会</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>2012 緑の会</td> <td>R 元年度</td> <td>かまくら緑の会 2019</td> </tr> </tbody> </table>	修了年度	サークル名	修了年度	サークル名	H12 年度	かまくら緑の会 2000	H25 年度	2013 鎌倉みどりの会	H15 年度	2003 みどりの会	H26 年度	14 鎌倉みどりの会	H16 年度	04 鎌倉ミドリの会	H27 年度	15 鎌倉みどりの会	H17 年度	鎌倉 05 緑の会	H28 年度	16 みどりの会	H19 年度	07 みどりの会	H29 年度	17 みどりの会	H23 年度	みどりの会 2011	H30 年度	18 みどりの会	H24 年度	2012 緑の会	R 元年度	かまくら緑の会 2019
修了年度	サークル名	修了年度	サークル名																														
H12 年度	かまくら緑の会 2000	H25 年度	2013 鎌倉みどりの会																														
H15 年度	2003 みどりの会	H26 年度	14 鎌倉みどりの会																														
H16 年度	04 鎌倉ミドリの会	H27 年度	15 鎌倉みどりの会																														
H17 年度	鎌倉 05 緑の会	H28 年度	16 みどりの会																														
H19 年度	07 みどりの会	H29 年度	17 みどりの会																														
H23 年度	みどりの会 2011	H30 年度	18 みどりの会																														
H24 年度	2012 緑の会	R 元年度	かまくら緑の会 2019																														



緑の学校自然観察会風景(湿地の動植物)

緑の学校	～H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
受 講 者 数 (人)	324	31	95	245	92	84	-
延受講者数 (人)	2,904	245	617	1,688	637	540	-
修了者等講習 会受講者数 (人)	109	-	61	72	40	21	-

令和2年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・緑の相談員による「緑のミニ園芸教室」を45回開催し、延べ236人が鎌倉中央公園で参加しました。
- ・ガーデニングの基礎に関する「はじめてのガーデニング講座」を鎌倉中央公園で7回開催し、114人が参加しました。
- ・「花はな育て隊」及び「花はな育て隊・クリスマスローズ部」を鎌倉中央公園で24回開催し、185人が参加しました。
- ・ハーブ園の手入れに関する「ハーブ園請負人」を17回鎌倉中央公園で開催し、100人が参加しました。
- ・園芸に適した土づくりと肥料づくりに関する「雑草と育てる畑づくり土づくり講座」を鎌倉中央公園で8回開催し、45人が参加しました。
- ・樹木の剪定に関する「木を知って木を育てる剪定講座」を鎌倉中央公園で6回開催し39人が参加しました。
- ・樹木札づくりに関する「この木なんの樹調査隊」を鎌倉中央公園で8回開催し、47人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園内の樹木の剪定を行う「やる樹会」を鎌倉中央公園で15回開催し、59人が参加しました。
- ・野草や樹木、野鳥の「自然観察会」を鎌倉中央公園他で7回開催し、50人が参加しました。
- ・小学生を対象とした体験学習として「こどもエコパーク」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・小学生以下を対象とし、ものづくりの楽しさを体験する「ちびっこチャレンジ（フォトフレームづくり）」を鎌倉中央公園で1回開催し、9人が参加しました。
- ・イベントや各種講座の手伝いを行う公園サポート活動では、登録サポーター217人が、延べ104回の活動を鎌倉中央公園で実施し、延べ867人が参加しました。
- ・小学3年生～6年生を対象に、集団自炊と早朝農業体験を通じて自然とふれあい親しむ「子ども里山体験」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・バレンタインデーに向けて親子で1つのフラワーアレンジメントをつくる講座を開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。
- ・「大人向け写真教室」、「子ども向け写真教室」を開催し、それぞれ16人、9人の参加がありました。

園芸教室	H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	～R元年度	R2年度
開催回数(回)	12	17	28	5	0	94	45
延受講者数(人)	379	394	311	360	0	502	236

※鎌倉市公園協会主催。平成20、26～30年度は講習会を開催していません。

緑化窓口の充実	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年 6 月から、鎌倉市公園協会により鎌倉中央公園内に「緑の相談コーナー」を開設し、毎週月・金・土・日・祝祭日(年末年始休み)午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時除く)に、樹木相談等に応じています。 ・令和 2 年度は、223 件の相談に応じました。 ・令和 2 年 4 月 29 日、鎌倉市公園協会による関連事業である「わくわく花フェスタ」で、鎌倉市公園協会が「緑の相談コーナー」を開設予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため中止しました。 ・令和 2 年 10 月 25 日、鎌倉市公園協会による関連事業である「鎌倉中央公園フェスティバル」で、鎌倉市公園協会が「緑の相談コーナー」を開設予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため中止しました。

	H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	～R 元年度	R2 年度
相談件数(件)	733	1,035	3,982	2,080	464	393	223

学校での環境教育との連携	
内 容	・郷土の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子ども達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会などを実施するものです。
方 針	・教育活動との連携に努めます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 12 月、鎌倉市環境教育推進計画を策定しました。 ・平成 28 年 3 月、平成 27 年度が計画期間の最終年度であった「鎌倉市環境教育推進計画」の名称を変更し、「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。 ・平成 24～28 年、鎌倉市立御成中学校で、市職員により鎌倉市の緑保全の取り組み等について環境学習講演を行いました。 ・令和元年 5 月 14 日、EU の都市と各国との都市が連携し、相互に共通する課題解決に取り組むための事業「EU 国際都市間協力プロジェクト」の一環として、スウェーデン王国ウメオ市職員の視察に対し、鎌倉市の緑行政等について紹介しました。 ・令和元年 11 月 12 日、玉縄中学校の「総合的な学習の時間」の一環として、鎌倉の未来を考えるための課題を見出すための鎌倉の自然に関する質問に答えました。

こどもエコクラブ	～H12 年 度	H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	～H29 年 度	～R 元年 度	R2 年度
参加団体数(団体)	137	2	14	9	3	2	-
参加者数(人)	1,703	45	735	372	98	72	-

環境出前教室	～H12 年 度	H17 年度	H22 年度	～H27 年 度	～H29 年 度	～R 元年 度	R2 年度※2
開催回数(回)	32	17	123	227	87	92	11
参加者数(人)	1,202	1,049	7,683	12,969	4,806	6,216	309

※1：～12年の数値は、11、12年度分

※2：新型コロナウイルス感染症の影響により、実施なし

酸性雨調査	～H12 年 度	H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	～H29 年 度	H30 年度	R 元年度
実施校数(校)	131	36	129	103	29	16	-
参加者数(人)	3,929	1,132	4,385	3,434	929	497	-

平成 30 年度をもって調査は終了しました

※～12年の数値は、9～12年度分

緑行政に関する説明	～H12 年 度	H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	～H29 年 度	～R 元年 度	R2 年度
実施校数(校)	3	1	7	12	4	3	0

山林管理体験等	-	H17 年度	～H22 年 度	～H27 年 度	～H29 年 度	～R 元年 度	R2 年度
実施校数(校)	-	8	32	36	17	17	1
参加者数(人)	-	736	3,323	3,430	1158	961	175

※鎌倉風致保存会主催

緑の情報提供の充実

<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に関する情報提供の仕組みを体系的に充実させるものです。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページなど、これまでの情報媒体活用の充実 ・ 景観施策との連携の実績に関する情報提供 ・ 生け垣の適正な剪定、庭木の維持管理など生活に密着した情報提供 ・ 都市公園、保存樹木等、オープン・ガーデンなど、地域の緑に関する情報提供 ・ 土地所有者に対しては、緑地保全に係る法制度の指定に伴う土地所有負担の軽減内容、緑地の維持管理支援策などに関する情報提供 ・ 緑保全に伴う財政負担に関する情報提供 </div>														
<p>方 針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績等の公表と情報提供の充実に努めます。 														
<p>取り組みと実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年 8 月、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」(平成 20 年度版)を公表し、以降毎年、鎌倉市緑政審議会に報告の上で公表しています。(平成 22 年度からは、鎌倉市緑政審議会からの意見に基づき、副題を「緑の基本計画推進の取り組み」としています。) ・ 平成 23 年度から、鎌倉市緑の基本計画概要版を作成し、広く一般に配布しています。 ・ 平成 27 年度、ふるさと寄附金制度を活用した寄附を呼びかけるためのホームページを開設しました。 ・ 平成 29 年 7 月、鎌倉市緑政審議会が「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み 緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ 1995 年～2015 年」をまとめました。 ・ 平成 30 年 4 月、「J-com テレビ」で「未来へ繋ぐ 鎌倉の緑」というテーマの放送がされ、自然環境を未来へ繋ぐために市が行っている取り組み等について紹介をしました。 ・ 令和 2 年 3 月、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」(令和 2 年度版)を公表しました。 ・ 令和 2 年 5 月、6 月、7 月、8 月、11 月の鎌倉駅地下道ギャラリー50 にて、ふるさと寄附金についてポスターやパネルを掲示して紹介したほか、ふるさと寄附金の状況及び実績報告等を記載しているカタログを寄附者や希望者へ送付することで、多くの方に認知され、年々寄附実績を伸ばしています。 ・ 令和 2 年度に鎌倉駅地下道ギャラリー50 で次の展示をしました。 <table border="1" data-bbox="395 1346 1380 1630"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">年 月 日</th> <th style="background-color: #d9ead3;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年 8 月 25 日～31 日</td> <td>鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 9 月 1 日～7 日</td> <td>古都保存法、歴史的風土に関する展示</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 10 月 6 日～12 日</td> <td>鎌倉市の緑政事業の紹介</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 12 月 8 日～14 日</td> <td>「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 12 月 22 日～令和 3 年 1 月 4 日</td> <td>鎌倉市の緑政事業の紹介</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 3 月 9 日～15 日</td> <td>鎌倉市の緑政事業の紹介</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツイッターを運用し、行政の取り組み等について情報発信しています。 	年 月 日	内 容	令和 2 年 8 月 25 日～31 日	鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています	令和 2 年 9 月 1 日～7 日	古都保存法、歴史的風土に関する展示	令和 2 年 10 月 6 日～12 日	鎌倉市の緑政事業の紹介	令和 2 年 12 月 8 日～14 日	「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展	令和 2 年 12 月 22 日～令和 3 年 1 月 4 日	鎌倉市の緑政事業の紹介	令和 3 年 3 月 9 日～15 日	鎌倉市の緑政事業の紹介
年 月 日	内 容														
令和 2 年 8 月 25 日～31 日	鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています														
令和 2 年 9 月 1 日～7 日	古都保存法、歴史的風土に関する展示														
令和 2 年 10 月 6 日～12 日	鎌倉市の緑政事業の紹介														
令和 2 年 12 月 8 日～14 日	「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展														
令和 2 年 12 月 22 日～令和 3 年 1 月 4 日	鎌倉市の緑政事業の紹介														
令和 3 年 3 月 9 日～15 日	鎌倉市の緑政事業の紹介														

(14) 緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定などを実施するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種のキャンペーンの充実に努めます。 現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、市内の小学校(高学年)及び中学校の児童・生徒を対象にして、「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクールを実施し、表彰式を行っています。(令和2年度までに29回実施) 令和2年度の「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクールは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市財政のひっ迫のため、開催しませんでした。 鎌倉市緑化まつりにあわせる等して、市の木、市の花の紹介など啓発に努めています。 令和2年度、「公園の素敵な一瞬」をテーマとした「フォトコンテスト」が開催されました(応募数53点)。 令和2年10月1日～11月13日、鎌倉中央公園にて、令和2年11月16日～26日まで、湘南モノレール大船駅にて、12月8日～18日、鎌倉駅地下道ギャラリー50にて、鎌倉市公園協会がフォトコンテスト入賞作品を展示しました。 <div style="text-align: right;">  <p>令和元年度ポスターコンクール優秀作品表彰式 (令和元年11月17日 市議会本会議場)</p> </div>

■令和2年度の緑のポスターコンクール参加状況

学校	参加校	参加者	入賞者	備考
小学校	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクールは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う本市財政のひっ迫のため、開催しませんでした。 平成19～令和元年までの優秀作品を市のホームページに掲載しています。
中学校	-	-	-	
合計	-	-	-	

緑化パンフレット等の配布	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進し、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の手引き」「みどりの手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用しています。 ・本市作成の「まち並みのみどりの奨励事業」「鎌倉市緑の基本計画概要版」「鎌倉市のみどりの概要版」等緑化パンフレットその他、県立フラワーセンター大船植物園発行「植物園だより」「かたぐるま」など、関連する情報パンフレットを窓口等で配布しています。 ・平成 23 年 11 月、鎌倉風致保存会が、保存会のパンフレットを全面改訂し、発行しました。 ・平成 29 年 4 月、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットを改訂し、危険ブロック塀等補助金との連携、予算の範囲内で申請を受付ける旨等について追記しました。 ・平成 31 年 1 月、鎌倉風致保存会が保存会のパンフレットを一部改訂して発行しました。 ・平成 30 年度、所有者が良好な管理を行うにあたり、生け垣の特性により成長速度、管理が異なることについて周知を図るため、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットに樹種の紹介として記載している樹木表の成長欄について現行の 2 段階から 3 段階表示に細分化して示すとともに、「緑化の内容」説明項目に樹木の成長を考慮した配置及び管理に関する注意を追記する方針をたてました。 ・「まち並みのみどりの奨励事業」の標準経費は、毎年度初めに更新していますが、令和元年は 10 月に消費税が 8%から 10%に増税となったことから、改めて標準経費を算出し、パンフレットも更新しました。 <div data-bbox="948 1055 1329 1592" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">緑豊かな魅力のある街に</p> <p style="text-align: center;">『まち並みのみどりの奨励事業』</p> <p style="text-align: center;"><small>平成31年度（2019年度）版</small></p> <p>鎌倉市では、緑豊かなまち並みを創出するため、道路に面して緑化をする方に対して、その経費の一部を補助しています。緑地や公園の緑を大切にすると共に、私達の住むまち並みの中では庭など建物敷地内の緑、特に道路から見える緑を多くして、緑豊かなまち並みをつくらせていきたいものです。</p>  <p style="text-align: center;"><small>鎌倉市 都市農緑部 みどり課</small></p> </div> <p style="text-align: right;">令和元年度に改訂したまち並みのみどりの奨励事業パンフレット</p>

緑化まつりの開催	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市緑化まつり」の充実等に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度から従来の開催形式を改め、既存イベントとの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催しています。 ・令和 2 年度の緑化まつりは新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から開催を中止しました。 ・令和 2 年 4 月 29 日、鎌倉市公園協会により、「わくわく花フェスタ」を鎌倉海浜公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。 ・令和 2 年 7 月 18～19 日まで、鎌倉市公園協会により、「おはよう花市」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策のため、中止しました。 ・令和 2 年 10 月 25 日、鎌倉市公園協会による「鎌倉中央公園フェスティバル」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策として中止しました。 ・令和 3 年 1 月 14 日、鎌倉市公園協会により、「春の七草・どんど焼き」が鎌倉中央公園で開催予定でしたが、新型コロナウイルス防止対策として、中止しました。

緑の顕彰制度	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 3 年度から、緑化ポスターコンクールを、市内の小学校 4～6 年生及び中学校の児童・生徒を対象にして実施し、優秀作品を選出して表彰しています（令和 2 年度はポスターコンクールを実施しませんでした）。 ・平成 29 年 6 月、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーが、第 28 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。 ・平成 29 年 11 月、鎌倉市緑政審議会委員の岩田晴夫氏が鎌倉市市政功労者表彰（自治表彰）を受けました。 ・平成 29 年 10 月、平成 29 年度「ひろげよう育てようみどりの都市」全国大会で、「鎌倉市の緑の基本計画推進の取り組み」が第 37 回「緑の都市賞」内閣総理大臣賞を受賞したことを受け、市長が市の取組の報告を行いました。 ・平成 29 年 12 月、都市の緑三賞表彰式が開催され、第 37 回「緑の都市賞」内閣総理大臣賞の表彰がされました。 ・平成 30 年 1 月、長年にわたり、鎌倉市緑政審議会の運営に尽力等した奥水肇会長、越澤明会長職務代理（いずれも当時）の退任にあたり、市長から感謝状を贈呈しました。 ・平成 30 年 5 月、玉縄城緑地愛護会が、第 29 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。 ・平成 30 年 11 月、緑のレンジャー指導員として、20 年間緑の保全と創造に貢献したことに對し、田中美恵子氏が鎌倉市市政功労者表彰（環境保全功労）を受けました。

MEMO